

# 日本の固定価格買取制度（F I T）の功罪 —政策決定までの問題点を探る—

所属コース・専攻 社会と産業コース  
指導教員名 松原隆一郎 先生  
学生番号 171-014904-6  
氏 名 高橋喜宣

## 目次

### ● はじめに

#### 第一章 日本の固定買取制度（F I T）の概要

##### 1-1 F I T制度とは？

##### 1-2 日本の再生可能エネルギーのポテンシャル 環境省の調査から

##### 1-3 増大する国民負担

##### 1-4 国民負担ではなく、「次世代への富の負担」

##### 【コラム：FIT に対する誤解や偏見】

#### 第二章 諸外国の F I T 制度

##### 一外国では規制しながら環境とどう調和しているか

##### 2-1 ドイツ 自然共生型の太陽光のデザイン

##### 【コラム：ドイツのエネルギー政策は失敗という言説】

##### 2-2 オーストリア 産業地帯のパネルの敷地で、年間 100kg のハチミツ生産

##### 2-3 スイス 野立て禁止、消費型コミュニティが全国 400 ヶ所

##### 2-4 デンマーク お荷物自治体から再エネで再生したロラン島、環境対策も

#### 第三章 両者の相違はどこにあり、なぜ相違が生まれたのか

##### 一日本 F I T 制度確立までの歴史

##### 3-1 潰された「自然エネルギー推進法」 ～元議員秘書の証言から

##### 3-2 2003 年制定の「再エネ利用特措法」（通称「RPS 法」）の問題点

##### 3-3 現 FIT 制度成立の歩みと審議過程

#### 第四章 F I T 制度への批判と反論

##### 4-1 外国ではうまくいっている制度なのに日本では問題山積

##### 4-2 全国に広がるメガソーラーの反対運動

##### 4-3 地域エネルギー享受権

##### 4-4 環境省と経済産業省のかくも違う F I T 価格の未来予測図

##### 4-5 賦課金が必要以上に肥大化した原因

## 第五章 FIT制度のあるべき姿

### 5-1 社会的受容性の高まるようなやり方や制度にすべき

【必要なのは、社会的受容性とプロセスを根本的に変えること】

【再エネ地上げ屋を生む政治風土、消費税との比較】

【審議会決定は業界のためでなく、未来のために】

【日本の官僚性の問題点】

【自治力と地域力が原動力】

#### ●FIT 制度に頼らない再生可能エネルギー事例

5-2 地元の未利用資源とインフラをマッチング 久慈バイオマスエネルギー

5-3 エコ温泉リゾートを地域ブランドに高め でんき宇奈月

5-4 風車でも自家消費発電型できる実績示す 駒井ハネテック富津工場

5-5 地域力アップ 地域電力会社の挑戦 新潟スワンエナジー

## 第六章 付論 どのような政治制度が望ましいか

—当事者意見を反映した日本の法律例、くじ引き民主主義の波欧州気候市民会議

5-1 日本：患者も感動したがん対策基本法（2007年）の成立過程

5-2 日本：独占禁止特例法で認められた、路線バスの共同経営

5-3 フランス：マクロン大統領政策転換—黄色いベスト運動から市民参画に期待へ

5-4 イギリス：気候市民会議—無作為抽選3万所帯に招待、108名の市民参加実現

#### ●まとめとあとがき

## ● はじめに

2012年7月1日、日本でも再生可能エネルギー（以下「再エネ」）の固定価格制度（FIT：Feed-in Tariff 以下「FIT制度」）が始まった。2011.3.11 東日本大震災を契機に脱原発の議論も含めいろいろな議論がされるようになった。

本稿は日本のFIT制度を通じて、日本の政策決定までの問題点を探る試みをした。そこで内外のFIT制度を比較し、うまくいった法律事例や外国の政策決定の歩みを比較することによって、政策決定プロセスの問題点を浮き彫りにしようと試みた。

始めに「第一章 日本のFIT制度の概略」をまとめ、その上で、ヨーロッパ4ヶ国の再エネの実例を紹介し、日本とヨーロッパの「両者の相違がどこにあり、なぜ相違が生まれたか」を探った。または、日本のFIT制度確立までの歴史について当事者二人に直接伺うなどして、日本のFIT制度以前の再エネに関する法律（未成立の1本と成立した1本）とFIT制度を比較検証した。

一方、制度の鍵となる審議会での議論やたたき台となる資料が、どのように発表されているかも第一章3と第四章5で例証した。更に、政策決定のプロセスを探ることについて、飯尾潤著『現代日本政治』（放送大学教育振興会）や金井利之『行政学概説』（放送大学教育振興会）にも触れ、「アベノマスク」や新型コロナ対策にも発展、日本の政治制度や官僚制の問題にまで拡大させた。

また、その上で、第五章では自説を展開し、その肯定の証として、各地取材して「FIT制度に頼らない再生可能エネルギーの事例」をあげ、更に、政治決定について日本、フランス、イギリスのことを例証した。

なお、本稿では筆者の意見としてコラム2本を挿入している。

「誰が読んでも、論をたどれば同じ結論に達することができる。・・・極端な話、考え方の異なる人が読んでも同じ理解に達することを理想とする<sup>1</sup>」を目指し、本稿を進めていくことにしよう。

---

<sup>1</sup> 滝浦正人・草光敏雄『日本アカデミックライティング』（放送大学教育振興会）p31

## 第一章 日本の固定買取制度（F I T）の概要

地球温暖化防止対策ため二酸化炭素排出量について「2009年に鳩山首相（当時）が2020年までに1990年比25%削減という目標を発表した。この削減目標達成のために2012年7月から再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度が開始された。<sup>2</sup>」

経産省資源エネルギー庁は「『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部の電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。<sup>3</sup>」と説明している。また、FIT制度は世界50カ国以上で用いられ、再生可能エネルギーの助成政策としては一般的な手法となっている。

対象は「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」。国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて発電をするものが対象だ。10kW未満の太陽光は自家消費した余剰が買取対象。それ以上は発電した電気はすべて買取対象だったが、2021年認定分から10～50kWの太陽光発電に30%以上の自家消費義務が新しく課されるようになった。

2021年5月現在、使用の電気量×3.36円/kWhが再エネ賦課金として、電気消費者の負担になっている。但し、「多量の電力を消費する方は国の定める要件に該当する再生可能エネルギー賦課金が免除されている<sup>4</sup>」。

また、この制度について経済産業省は「再生可能エネルギーの電気が普及すれば、日本のエネルギー自給率の向上に有効です。エネルギー自給率が向上すると、化石燃料への依存度の低下につながり、燃料価格の乱高下に伴う電気料金の変動を抑えるといった観点から、すべての電気をご利用の皆様にもメリットがあるものだと考えています。<sup>5</sup>」という見解を示している。

---

<sup>2</sup> 「図番 エネルギー・経済データの読み方」（省エネルギーセンター）p110

<sup>3</sup> 資源エネルギー庁ホームページ「なっとく再生可能エネルギー」より

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/surcharge.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html)

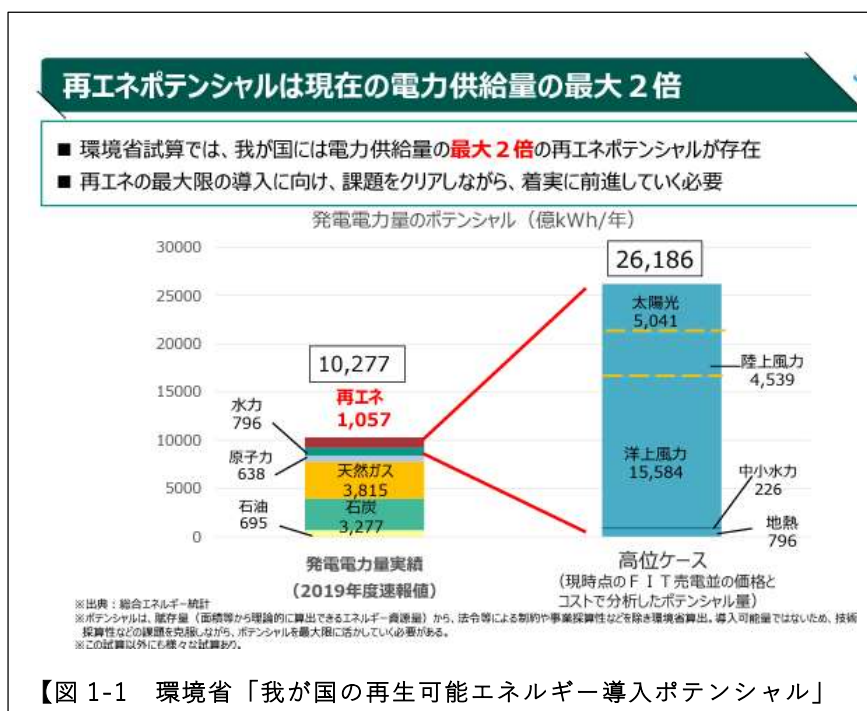
<sup>4</sup> 資源エネルギー庁減免手続き

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_nintei\\_genmei.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei_genmei.html)

<sup>5</sup> 資源エネルギー庁ホームページ「なっとく再生可能エネルギー」より

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/surcharge.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html)

## 1-2 日本の再生可能エネルギーのポテンシャル 環境省の調査から



「環境省試算では、我が国には電力供給量の最大2倍の再エネポテンシャルが存在、再エネの最大限の導入に向け、課題をクリアしながら、着実に前進していく必要<sup>6)</sup>」があると報告している。

但し、環境省は「あくまで一定の仮定を置いた上での推

計値であることにご留意ください。推計方法については下記の『導入ポテンシャルの推計方法』をご覧ください。」と付記している。

## 1-3 増大する国民負担

一方、経済産業省資源エネルギー庁は国民負担の増大を唱え、審議会で発表している。「2020年度の買取費用総額は3.8兆円、賦課金総額は2.4兆円。これまで、再エネ比率10%→16.9%(+6.9%)に約2兆円/年の賦課金を投じ、今後、7.1%を+約1兆円/年で実現する必要。今後、賦課金総額を抑制・減少させていくためには、早期の価格引き下げ、自立化が重要。<sup>7)</sup>」と発表している。(図 1-2)

更に、「世界的に見れば、再エネコストは大きく低下しており、我が国においても、国際水準を目指して、他の電源と比較して競争力のある水準までコストを低減させることが必要<sup>8)</sup>」だと主張している。

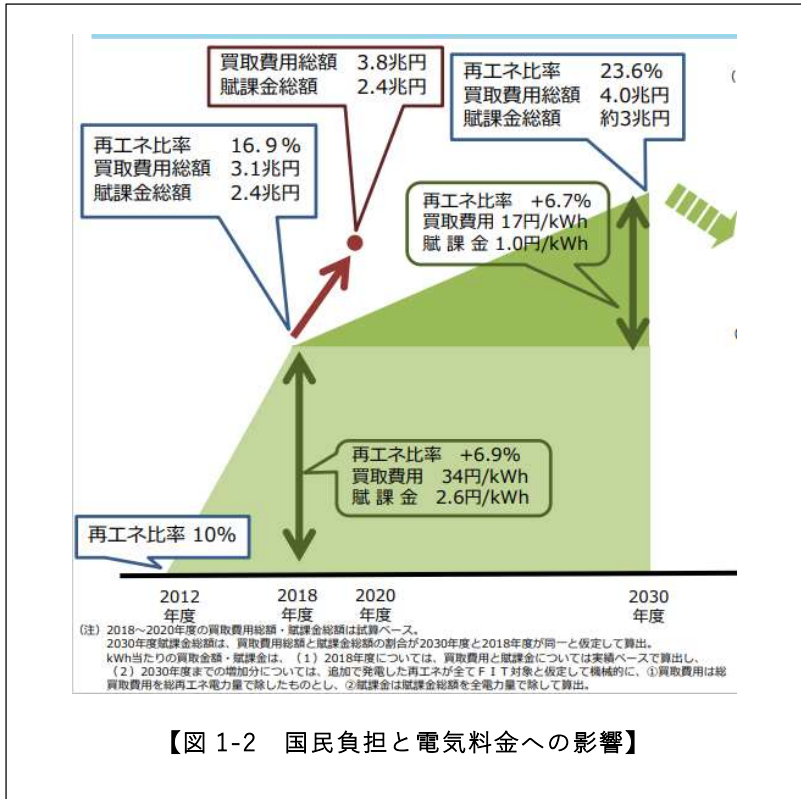
<sup>6)</sup> 「環境省地球温暖化対策課」再生可能エネルギー情報提供システム

<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/22.html>

<sup>7)</sup> 「エネルギー政策の現状について 令和2年9月 資源エネルギー庁」の資料 p12

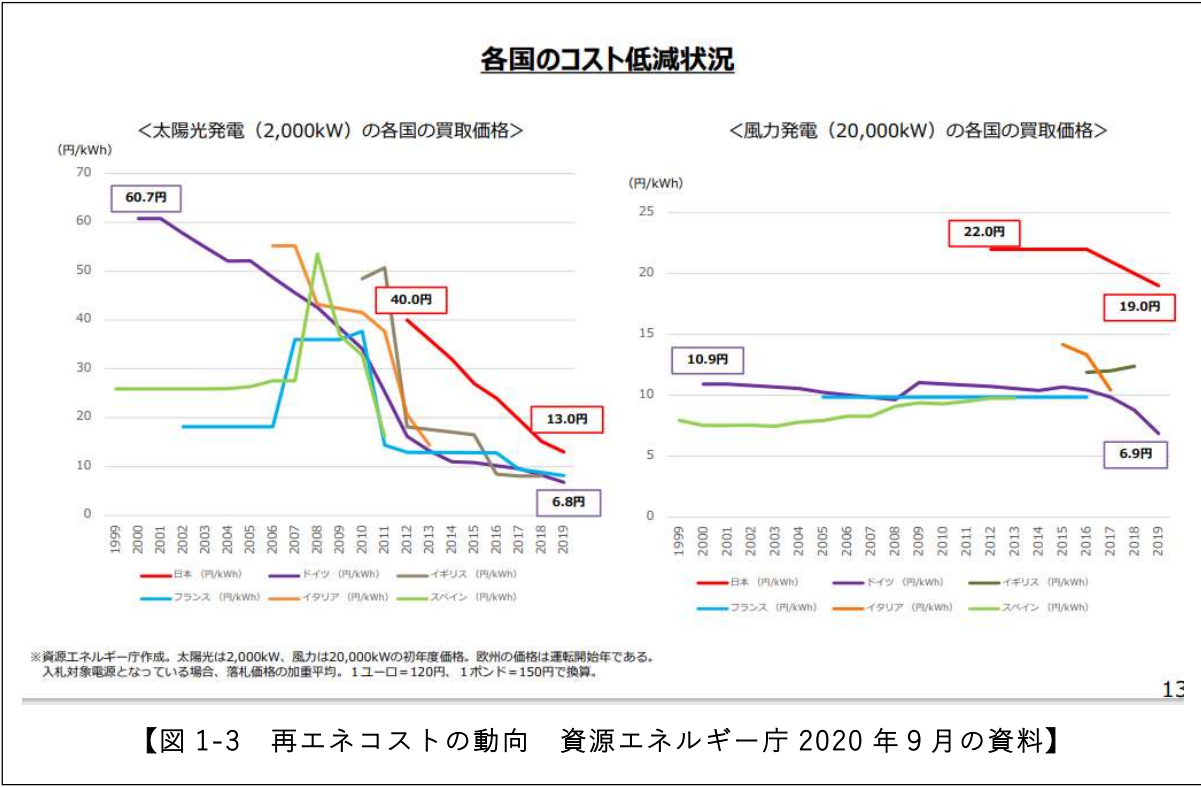
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo\\_gijutsu/chikyu\\_kankyo/ondanka\\_wg/pdf/001\\_05\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyu_kankyo/ondanka_wg/pdf/001_05_00.pdf)

<sup>8)</sup> エネルギー政策の現状について p 13 [001\\_05\\_00.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/001_05_00.pdf)



また、主要国との価格と年代別の比較図(図 1-3)を示している<sup>9</sup>。

FIT制度後発の日本では、赤線で見られるように当初価格が高いが、7年間で急激に下がっている。一方、再エネ先進国のドイツは太陽光では初期は日本よりかなり高額で、同じ傾きでも20年間の期間を通じて下げられている。



<sup>9</sup> 資源エネルギー庁「エネルギー政策の現状について」 p13 [001\\_05\\_00.pdf \(meti.go.jp\)](http://001_05_00.pdf(meti.go.jp))  
- 7 -

#### 1-4 国民負担ではなく、「次世代への富の負担」

一方、京都大学大学院経済学研究科再生可能エネルギー経済学講座特任教授・安田陽は、国民負担ではないと別な見方を著書の中で書いている。

「FIT 制度は決して国民負担ではなく、市場を歪んでいるわけではありません。むしろ、すでに市場が歪んでおり、その歪みを是正するための有効な手段として F I T が選択されたのです。そして F I T 制度のもとで確かに電気を利用している人々から電気代の一部として広く薄く原資を集められますが、それは決して無駄なコストを転嫁する『国民負担』ではなく、次世代に負の遺産を残さないための『投資』であり、『次世代への富の負担』なのです。<sup>10)</sup>

この「次世代に負の遺産を残さないための『投資』」という言葉には解説が必要だろう。日本でもドイツでも F I T 制度は環境政策の一貫として生まれた法律である。地球温暖化対策として再エネ利用の拡大を図ったのだ。つまり「地球温暖化=負の遺産」としないためには、再エネに投資することが「未来への投資」となるということだ。

#### 【コラム：日本の FIT に対する誤解や偏見】

第一章では、日本の F I T 制度の概略を説明した。その批判については第四章に譲るとして、日本の F I T 制度のもうひとつの特徴として、国民にその意義や制度が正しく認識されていないことがある。

次の第二章で「外国の好事例として規制しながら環境とどう調和しているか」示す前に、日本の F I T 制度に対する誤解や偏見に対する背景をコラムとして問題提起したい。

一方、再エネ推進は国も推進しているが、原子力を推進してきた「電気事業連合会（電事連）」も FIT 賦課金は懸念するが再エネ開発に積極的に進めるとしていることは明記しておこう。2021年9月10日の電事連会長定例会で、池辺会長は第6次エネルギー基本計画にふれて「足元では FIT 賦課金等により、国民の皆さまの負担が増加することも考えられるため、国におかれては、そういった点の理解醸成に取り組んでいただくとも重要な課題あるとえております。電気事業者としては、再エネの開発を

---

<sup>10)</sup> ミゲル・メンドーサ、デイビッド・ヤコブス、ペンジャミン・サヴァクール著 安田陽監訳『再生可能エネルギーと固定買取制度 (F I T)』京都大学学術出版、翻訳者序文 vii



積極的に進めるとともにネットワークの有効活用等により最大限の導入に貢献してまいります。<sup>11)</sup>」と語った。

村上淳はドイツと日本の FIT 制度について次のように比較している。

「再生可能エネルギーについて国民に広く知られるようになったものの、日本ではそれを巡る議論の中身はまだ深まっていない。偏った見方、一面だけを取り上げる議論、表面的な考察、事実誤認の見解などがある。たとえば、再生可能エネルギーは高価だ、電気料金が高くなる、安定供給できない、貿易赤字が拡大している状況では再生可能エネルギーなどでは改善しないから原発をいち早く再稼働されるべきだ、ドイツの FIT は失敗した、ドイツは脱原発してもフランスの原発から電力を買っているなどなど。・・・

ドイツでも、FIT 開始当初から現在に至るまで、そうした偏った表面的で事実誤認の意見や持論は存在し続けている。2013 年 9 月のドイツ連邦議事総選挙の際、こうした意見を代表し、選挙戦を戦った政党も存在した。それは自由民主党（FDP）で、票を大きく失い 5%に満たさなかったため、連立政権の席から野党転落の事態すら飛び越して、連邦議会での議席確保もできない、という状態まで失墜してしまった。経済系の新聞などの論調とは裏腹に、どうやらドイツの大多数の国民は、そうした偏った表面的な意見に耳をかさなくなったようである。<sup>12)</sup>」



写真 1-1 おひさまフェス×星空上映会 in かわさき  
(市民発電所の電気でイベント)

しかし、どのようにして再エネに対する誤解や偏見を解くか、難しいところである。

例えば、2020 年 9 月 19 日に川崎市多摩区の二ヶ領せせらぎ館前多摩川河川敷で開催した「第 6 回おひさまフェス×星空上映会 in かわさき」で、「再エネ&防災広場」で筆者が再エネに関する展示パネルをしていたら「再エネろくでもない論」がで

<sup>11)</sup> 電事連ホームページ資料 p1

[https://www.fepc.or.jp/about\\_us/pr/kaiken/\\_icsFiles/afieldfile/2021/09/10/kaiken\\_20210910\\_1.pdf](https://www.fepc.or.jp/about_us/pr/kaiken/_icsFiles/afieldfile/2021/09/10/kaiken_20210910_1.pdf)

<sup>12)</sup> 村上敦、滝川薫、池田憲明著『100%再生可能へ！ドイツの市民エネルギー』（学芸出版社 p3

た。

「太陽光発電なんてろくでもないさ。民主党政権が作ったろくでもない政策の結果さ」と中高年のおじさん。

「どうしてですか？」

「山や環境を破壊して作っているし、ごみができる。儲けることしか考えていない。(FIT 制度で) 電気が高くなるばかり。原発がなければ、もっと電気が高くなるからさ」。

このおじさんの発言のうち「山や環境を破壊して作っている」という点だけは、すべてでなくとも一部正しいと思う。しかし、誤解や偏見に基づくものだ。本稿は「再エネろくでもない論」の中年おじさんへの反論でもある。

次の第二章では諸外国での再エネの取組を紹介し、再エネによって環境が良くなったという例もあることを例証することにした。また、第五章では、金儲けではなくFIT 制度に頼らない再エネ事業を取材して紹介した。

なお、太陽光パネル廃棄問題については、2020 年 6 月成立の「エネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法 (=再エネ促進法)」において太陽光発電設備の廃棄等費用の積立て制度について措置<sup>13</sup>など、政府も企業も解決に向けて着実に動いている。

---

<sup>13</sup> 資源エネルギー庁「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について」  
[fip\\_document03.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/fip_document03.pdf)

## 第二章 諸外国のF I T制度 外国では規制しながら環境とどう調和しているか

### 2-1 ドイツ 自然共生型の太陽光のデザイン

ドイツのモースホーフ・ソーラーパークでは、模範的な自然推進型対策が地域の自然保護団体との協力で行われている。ここは南ドイツ・ボーデン湖北部の鉄道線沿い17haの農地に2011年に建設された野立て太陽光発電施設で、この地域では最大規模のもの。地域の自治体エネルギー公社と市民エネルギー協同組合、そして市民エネルギー企業のソーラーコンプレックス社（開発・運営担当）が共同出資した。在来種の草原群落の種をまき、草刈りは年に2度だけにするなどして、従来の畑では見られなかったような数多くの昆虫や植物、そして動物が生息するビオトープ空間だ。刈り取った草は、近隣のバイオマス設備で発酵原料とされている<sup>14</sup>。

スイス在住の環境ジャーナリスト滝川薫は次のように記載している。



写真 2-1 モースホーフ・ソーラーパークの草原  
17ha 出力 4.5MWの太陽光発電施設  
(©solarcomplex AG)

「ドイツで見られるごく普通の野立て太陽光発電では、元来の地形を変えことなく、架台にはコンクリート基礎を用いず、杭を土中に押し入れただけの造りになっており、自然への介入を最小限にとどめている。パネルの下を緑地を砂利舗装することは有り得ず、また除草剤の利用は禁じられている。パネル下は定期的な草刈りにより管理された草地であり、発電設備が寿命に

達すれば簡単に設備を撤去し、元来の状況に戻すことができる。

ドイツ各地で行われた多くの調査によって、このようなごく普通の野立て太陽光発電所では、従来型の集約的な農業が行われている農地よりも、生物多様性が大きいことが確認されている。大きな面積において20年以上に渡り農業や肥料が撒かれず、土地が耕耘(こううん筆者注：田畑を耕し、雑草を取り去ること。耕して作物を作る

---

<sup>14</sup> 筆者が企画した2021.2.19のzoom講座「自然共生型の太陽光デザイナー—スイスと南ドイツの事例から」(主催：NPO法人原発ゼロ市民共同かわさき発電所)の内容から。講師はスイス在住の環境ジャーナリスト滝川薫。彼女は植栽設計士で、スイスでは庭園の植栽デザインにも関わる。

こと)されることもないので、現代の農環境の中では生存できない動植物がソーラーパークの中でゆっくりと発展することができるからである。ソーラーパークは地域のビオトープ・ネットワークの一部を補うポテンシャルを秘めているのだ。<sup>15)</sup>



【写真 2-2 神奈川県にあるメガソーラー】(2014.10 筆者撮影)

一方、左写真は神奈川県にあるメガソーラー。もとはここに建物を建設する予定地だったが、建設計画は頓挫して太陽光発電所を建設することになった。配水設備は整っているが、太陽光のパネル下はすべて砂利に覆われて草 1 本自然のかけらも見えなかった。

(なお、この発電所は自然破壊型メガソーラーの代表例とあげているわけではない)

### 【コラム：ドイツのエネルギー政策は失敗という言説】

山家公雄（京都大学大学院経済学研究科特任教授・エネルギー戦略研究所株式会社 所長）はドイツの特に再エネ普及政策に関しては、評判が分かれるとしながら、日本におけるドイツのエネルギー政策失敗という言説について、次のように分析している。「再エネは普及しているが、エネルギーコストは上がり、産業競争力を失っている。その結果、E E G（Erneuerbare Energien Gesetz: Renewable Energy Act 再生可能エネルギー法）は大幅に見直された、という議論がある。大規模火力発電所の稼働率が下がり、その投資意欲は減退しているとの声も上がる。

確かに、ドイツの政策を巡り様々な議論があるが、かなり誇張がある。日本の報道をみていると、『ドイツは 2014 年改正にて FIT を廃止し、市場原理を導入した』という類の報道が多い。『エネルギー政策の失敗を認め、再エネ推進を断念した』との報道まである。失敗との認識が定着したかのような雰囲気もある<sup>16)</sup>。」と誇張説を唱える。

その実際は、2020 年 12 月 14 日 発表で「ドイツ連邦環境庁（UBA）は、ドイツ

---

<sup>15)</sup>村上敦、滝川薫、西村健祐、梶村良太郎、池田憲明著『進化するエネルギービジネス 100%再生可能へ！ ポスト FIT 時代のドイツ』（新農林社）p34-35 滝川薫担当の章

<sup>16)</sup>植田和宏・山家公雄著『再生可能エネルギー政策の国際比較』（2017 年京都大学学術出版会）引用文は 1.E E G 2014 の印象と背景 (1) ドイツの再エネ推進策をめぐり議論が迷走 p78-79

国内における 2020 年の総電力消費における再生可能エネルギーの割合が約 46%となり、2019 年における割合（42%）を 4%上回る見込みであることを公表した<sup>17)</sup>との報道のように、失敗という言葉に反して、ドイツの総電力消費の約 46%が再エネを占めるようになった。法律の主目的は再エネ推進することにあるから、ドイツの FIT 制度は成功といえよう。また、2020 年度の日本国内の年間発電電力量に占める再エネの割合は 21%<sup>18)</sup>と比較しても、ドイツは日本再エネ率の約 2.2 倍だ。

筆者は原発の PR 館「浜岡原子力館」を視察したことがある。館内でのガイドの説明にはなかったが、館内のテレビに映されたビデオ映像の中にドイツのエネルギー政策は失敗であるという趣旨のコメントがあった。こうした失敗論というような誤解が特に日本の中の一部に蔓延していると筆者は憂いている。筆者は 2015 年に所属する NPO 法人市民電力連絡会のドイツ・スペインスタディツアーでドイツ各所の施設や再エネ事業者を訪問し、その実態を学んだ。よって、上記のようなドイツの例を挙げて失敗・断念というネガティブなことはありえないと思っている。しかし、世の中は特に日本ではそうはいかないようだ。

また、誤解の例として「原発を簡単になくすると良いと言うけれど、原発なくなると電気がなくなる」という川崎市の若き行政マンの話を紹介しよう。2021 年 8 月に地元教育文化会館との共催で小学生向けの原発事故学習会を行った後の挨拶のことだった。筆者は、原発の良いところ、悪いところに触れて解説、原発事故の被災をテーマとしたアニメ映画「浪江町消防団物語『無念』」を上映した。行政マンは事前に筆者作成のパワポイント資料をみていて「行政の公平性」を示したかったのだろう。

その後に実施した大人向けの原発事故学習会では、「エネルギー白書 2020」のグラフで示しながら、この発言に触れて「今の原発の電気は 40 年前の水準。原発がゼロでも、電気はなくならなかつた年があつた」と解説した。

再エネも川崎市の若き行政マンの「原発なくなると電気がなくなる」という例のように誤解されているだろう。

日本の政策決定もこの行政マンのように不確かな言説に惑わされることなく、行われて欲しいと切に願う。

---

<sup>17)</sup> 環境ニュース <https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=44834&oversea=1>

<sup>18)</sup> 環境エネルギー政策所【速報】国内の 2020 年度の自然エネルギー電力の割合と導入状況 <https://www.isep.or.jp/archives/library/13427>

## 2-2 オーストリア 産業地帯のパネルの敷地で、年間 100kg のハチミツ生産



写真 2-3 首都ウィーンの産業地帯にあるリーズィク・ソーラーパーク

©Wien Energie/Martin Steigr

「今日、産業地帯にあるこのソーラーパークの敷地は緑のオアシスになっています」と首都ウィーンが所有するウィーン・エネルギー公社広報のカスパー・ポリスは語った。設備容量 1MW のリーズィク・ソーラーパークにより都市の貴重な緑地の価値が高まっている。このパークは市内にある同社の地域熱供給地域に隣接する 1.7ha の空き地に建設され、600 人の市民が出資して完成。絶滅

危惧種であるハムスターをはじめ、多様な昆虫、鳥類、植物が確認され、開発前よりも多様性が向上した。地元の「NPO 都市養蜂家」がこの草原から年間 100 kg のハチミツを収穫している。「ミツバチの大量死が世界的に問題となっている今日。農薬が散布されず、多様な草花が長く咲くソーラーパークはミツバチの貴重なビオトープになっている。<sup>19)</sup>

## 2-3 スイス 野立て禁止、自家消費型コミュニティが全国 400 ヶ所

2021 年 2 月 19 日、スイス在住の環境ジャーナリスト滝川薫は ZOOM 講演「自然共生型の太陽光デザイン—スイスと南ドイツの事例から」の中で次のように語った。

スイスでは 70 年代から脱原発の市民運動があったが、産業のロビー活動力が大きく、多数派ではなかった。ところが、意見が変わったが福島第一原発事故だ。エネルギー戦略も大いに変わってきている。

その一方、太陽光パネルの野立て設置は許可しないという方針だ。建物の上や側面を利用するだけで太陽光発電はスイスの電力の約 4% を供給している。また、公的なシステムを使わない、自家消費型コミュニティが FIT を使わないビジネスとして国内で 400 ヶ所以上ある。

写真 2-4 はその中の最大級規模のバーゼル市内エルレンマット東地区のもの。すべ

<sup>19)</sup> 村上敦、滝川薫、西村健祐、梶村良太郎、池田憲明著『進化するエネルギービジネス 100%再生可能へ！ ポスト FIT 時代のドイツ』（新農林社）p41



写真 2-4 建設協同組合式で、屋根全面に 850kW の発電所を作り、電気・熱を供給】

© Schweizer Solarpreis 2016

ての屋根に合計 850kW の発電所を作り、10 棟 400 世帯に 100%再エネの電気・熱を供給している。地下水ヒートポンプで地域熱供給し、温水タンクに余剰電力を貯める。また、電気自動車充電ステーションも設置した。自家消費率 98%、自給自足率 30~40%である。

また、スイスのアルプス山麓に流れる川の谷間に位置する人口 1000 人の村で建設された風車の環境対策について、滝川薫は著書の中で紹介している。3MWの風車は村で建材会社を営む企業家と元村長により建てられ、微風風力発電と呼ばれる大型のものだ。1 年で村の消費量に相当する 4.5GW の電力を発電している。

「この風車が建つのは工場地帯の端で、すぐに側に砂利採掘場、高速道路、鉄道、高圧送電線があり、景観・自然面でも以前から価値が損なわれている場所である。しかしライン川の谷はアルプスを越える渡り鳥の重要なルートになっている上に、コウモリが多く生息する地域である。そのために開発時には、WWF やプロナトゥーラといった地域の環境団体支部と州や自治体、開発業者から成る自然保護のための委員会が設置された。そして渡り鳥と猛禽類、コウモリの調査に基づき、自然保護対策についての合意を形成していった。<sup>20)</sup>」

中でもこの再エネ開発業者は風車を止めて売電の機会を失い損しても、コウモリを風車被害から守っている。お金儲けだけでなく、環境にも十分に配慮している証だ。

具体的には、「コウモリについては、建設後にナセルからコウモリの発する超音波を元に活動状況を把握した。このデータをコウモリに詳しい野生動物の研究所が解析し、運転制御のアルゴリズムを導きだした。このアルゴリズムに従ってハルデンシュタイン村の風車では、コウモリが活動する 4 月~10 月の間の夕暮れから夜明けの時間帯で、雨が降らず、気温が 2 度以上で、風速が 5.8m 以下の時には、風車が自動的に止まるように制御されている。これにより通年すると 3%の発電量の損失が生じるが、

---

<sup>20)</sup> 村上敦、滝川薫、西村健祐、梶村良太郎、池田憲明著『進化するエネルギービジネス 100%再生可能へ！ ポスト FIT 時代のドイツ』（新農林社）p49

コウモリの被害の危険を 9 割以上減らすことができる。損失分は予め事業計画に取り組まれているため、整備の経済性を脅かすことはない<sup>21)</sup> という。

#### 2-4 デンマーク お荷物自治体から再エネで再生したロラン島、環境対策も

最後に紹介するのは再エネ先進国のデンマーク・ロラン島からの報告である。ロラン島はデンマークで 4 番目に大きな島。かつては世界的な不況の中で企業が撤退し、巨額な赤字と高い失業者に苦しむお荷物自治体だった。それが地域住民と一体になって政府に原発建設を断念させ、再エネ産業を取り組む先進環境自治体となった。中でも風力発電機製造大手メーカーのヴェスタス・ウィンド・システム社のプレート工場誘致について、住民税を 4% 引き上げ、その分をヴェスタ社の工場建設にあてるという決断をした。「この時に限って住民からの反対はほとんどなかった<sup>22)</sup>」

また、「デンマークでの再生可能エネルギーの普及は、草の根の運動から全国に広まり、その有効性を認めた政府が後から援護策を打ち出して育てられたということができる<sup>23)</sup>」この点、日本と大きく違っている。

ロラン島では風車は陸上、洋上を合わせて 550 基以上<sup>24)</sup>となり、更新する時期になっているそうだ。島には 10 年かけて電柱を地中化しているので、1 本の電柱もない。筆者は 2016 年 2 月にデンマークのロラン島に視察に行き、島のいたるところで見られる風車がとても島の風景になじんでいるように思えた。更に、再エネが自然と共生していこうとする取り組みの 1 例を北村の著書から紹介することにしよう。

ロラン島「ロドサン洋上風力発電パーク」は、ニュステドの港から約 10 km 沖合にあり、8 列×9 基、トータル 72 基のマリーングレーの風車が立ち並んでいる。「野生生物の保護区にロドサン洋上風力発電パークは、海上でのこれまでにない大規模な風力発電のデモンストレーション施設として、環境から地域経済に与える影響まで、電力会社 2 社とデンマーク・エネルギー庁、そしてデンマーク森林自然庁の合同チームによって詳細に調査され、記録されているプロジェクトである。

---

<sup>21)</sup> 村上敦、滝川薫、西村健祐、梶村良太郎、池田憲明著『進化するエネルギービジネス 100%再生可能へ！ ポスト FIT 時代のドイツ』（新農林社）p49-50

<sup>22)</sup> ニュールセン北村朋子著『ロラン島のエロ・チャレンジ デンマーク発、100%自然エネルギーの島』（野草社）はじめと p73-79 参照

<sup>23)</sup> 同書 p107

<sup>24)</sup> 同書 p15





写真5 ロラン島の風車群、島の風景に合う。  
2016.2 筆者撮影

その調査レポートによれば、自然環境への影響については、まず海底の底生生物相については、パーク建設前、建設後の調査で、セメント状のハードな土台が海底の砂状の堆積物に建てられたことで、風車付近の異種の生息環境が増加し、底生生物の分布の度合いや生物量が増えたという。魚類にはそれほど大きな変化はなく、アザラシなどの海洋哺乳類については、パーク建設の際のくい打ち期間中に、砂州にあ

らわれるアザラシの数が減少したことを除いては、とくに大きな変化はないとのことである。」更に、毎年秋に飛来するケワタガモが風車に衝突するバードストライク<sup>25</sup>について、「調査前の段階では、そのうちの0.02%（約45羽）が風車との衝突事故に巻き込まれると予測されていた。実際には、2003～04年に行われた赤外線モニタリングの調査では、ひとつの衝突も観測されなかったという。<sup>26</sup>」

以上、ヨーロッパ4ヶ国では、企業が中心に開発されてきた日本の再エネ産業と違い、市民や環境団体が大きくかかわってきた。南ドイツのモースホーフ・ソーラーパークでは、元の農地であった場所よりソーラーパークが生物の多様性をより広げた。オーストリアの首都では農薬が散布されず、多様な草花が長く咲くソーラーパークはミツバチの貴重なビオトープになっている。

---

<sup>25</sup> 日本でもバードストライクについての研究がある。「海ワシ類の風力発電施設 バードストライク防止策の検討・実施手引き」（環境省 自然環境局 野生生物課  
[http://www.env.go.jp/nature/yasei/sg\\_windplant/guide/umiwashi/mat1.pdf](http://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/guide/umiwashi/mat1.pdf)

<sup>26</sup> ニュールセン北村朋子著『ロラン島のエロ・チャレンジ デンマーク発、100%自然エネルギーの島』（野草社）p44-45

### 第三章 両者の相違はどこにあり、なぜ相違が生まれたのか

#### 一日本のFIT制度確立までの歴史

この章では3本の法律について述べているが、FIT制度は法律だけでなく、法律にまつわる制度が大事という観点から「制度」という副題にした。

#### 3-1 潰された「自然エネルギー推進法」 ～ある元国会議員秘書の証言から

再エネが日本では世界一であった時代に、市民の運動と超党派の議員によって、FIT制度制定に向けた運動が起こり、法律制定一步手前までいった歴史があった。それに対して、政府側も法律を制定したが、結果は再エネ普及を阻害する原因を作ってしまった。その歴史を、元国会議員秘書からオーラル・ヒストリー（oral history 口述歴史）として示した。（以下の内容は竹村英明にチェック、修正していただいた）

「1970年代に花開いた日本の再エネ開発は、原発により予算が圧縮され、流れは止められた。それでも太陽光発電、風力発電の技術開発が進み、1980年代には世界のトップクラスになった。」と竹村英明（新電力「グリーンピースパワー(株)」代表取締役）は2020年4月15日のZOOM講演「日本の再エネ、都市型市民発電所の過去・現在・未来」の中で語っている。

そして、1992年には「市民が太陽光発電の『余剰電力』の買取を電力会社に認めさせた」と語る。「なぜ知っているのか。その頃は（秘書として）国会にいて、市民が電力会社と交渉する会議の準備担当をしていたからだ」と竹村はいう。

竹村は、同講演で「自然エネルギー推進法案と議員連盟」項目の中で次のように語っている。

1998年の3月から4月、グリーンピーススタッフとしてアメリカツアーに参加、サクラメントのSMUDやコンエジソン、ファーストソーラーの工場などを訪問した。戻って報告をまとめる間も無く、秘書として永田町に戻る。

最初に取り掛かったのが、エネルギーチームを作ることだった。飯田哲也<sup>27</sup>、大林ミカ<sup>28</sup>、伴英幸<sup>29</sup>、鮎川ゆりか<sup>30</sup>が集まってもらって作戦会議をした。その中でまとま

---

<sup>27</sup> 飯田哲也：京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻修士課程修了。NPO法人環境エネルギー政策研究所長。

<sup>28</sup> 大林ミカ：公益財団法人自然エネルギー財団の事務局長。財団設立前は「国際再生可能エネルギー機関（IRENA）」アジア太平洋地域の政策・プロジェクトマネージャー。

<sup>29</sup> 伴英幸：原子力資料情報室共同代表。生活協同組合専従を経て、89年脱原発法制定運動の事務局スタッフ。90年原子力資料情報室スタッフとなる

<sup>30</sup> 鮎川ゆりか：千葉商科大学名誉教授。

ったのが「自然エネルギー促進法を作ろう」という目標だった。

この法律は実質「FIT 法」だった。ドイツの FIT 法は A4 で 1 枚だったので、皆の意見を集約して、竹村が法案下書きを A4 で 1 枚にまとめた。あとで参議院、衆議院の法制局に追加され、各党意見が反映され、100 ページ近い法律案になってしまう。

法成立のため「国会で多数派」の意識のもと、自民党、公明党に働きかけ、与党 150 人、野党 100 人の議員連盟が誕生した。会長愛知和男（自民）、副会長小杉隆（自民）、事務局長加藤修一（公明）、事務局次長金田誠一（民主）。福島瑞穂は事務局メンバーとなり、竹村が事務局補佐として実務を担当した。議連の立ち上げは 1999 年、その年には北海道の苫前風車を視察している。翌年から、毎週のように自然エネルギー政策、海外事例などの勉強会がはじまる。ちなみに事務局メンバーには、河野太郎（自民）、福山哲郎（民主）もいた。

ところが、次の総選挙で会長、副会長が落選した。議連会長に橋本龍太郎が就任し、議連が空転している間に、政府により RPS 法が導入され、この法律は潰された。「その結果、再エネの『失われた 10 年』が出現することになった」と竹村は語る。

また、これを裏付けるように飯田哲也（環境学者、認定 NPO 法人環境エネルギー政策研究所）はこの法案について「歪められた『自然エネルギー促進法』—日本のエネルギー政策決定プロセスの実相と課題—」と題して A4 で 17 頁の報告書を書き上げて記録に残している。その一部は次のとおり。

「2000 年 6 月の総選挙で会長の愛知和男議員が落選した自然エネルギー議員連盟では、8 月★日の総会で後任に橋本龍太郎議員を選出し、活動を再開した。事務局は、橋本氏を立てることで通産省や自民党通産族を抑えることができるとの期待があったが、これは見事に裏切られることになる。『自然エネルギー促進法議連案』は愛知前会長の下で 4 月の総会で確認されていたが、橋本新会長は改めて独自案を検討し始めた。とくに 9 月に開催された議連総会以降、法案の検討は完全に自民党の中に閉じ、野党や GEN にもいっさい状況が聞こえてこない状況が続き、ようやく 10 月末に河野太郎議員のメールマガジンで、買取の規定もランニング補助もない骨抜きにされた自然エネルギー促進法案の検討状況が明らかとなった(河野,2000.12)<sup>31</sup>」

「自然エネルギー促進法議連案」では参議院、衆議院の法制局に追加され、一度は議連では承認された法律だった。しかし、議連の会長と副会長が落選すると、後任に

---

<sup>31</sup> 歪められた「自然エネルギー促進法」—日本のエネルギー政策決定プロセスの実相と課題—」[untitled \(isep.or.jp\)](http://untitled(isep.or.jp))に全文紹介されている。

橋本龍太郎議員が選出されたら、この案は潰され別な法案にすり替わってしまった。そうして設立された法律は再エネ推進に寄与したのだろうか。

### 3-2 2003年設立の「再エネ利用特措法」(通称「RPS法」)

市民や市民団体は再エネを進めようとしている中、出来たのが2003年設立の「再エネ利用特措法」だ。通称RPS制度と呼ばれる。RPSとは、Renewables Portfolio Standardの頭文字で、“再生可能エネルギーの利用割合の基準”を意味する。

山内公雄(エネルギー戦略研究所長)は(FITの前の制度であった)「同制度は、電力会社が販売をする電力量の一定の割合を再エネ由来とする義務を課すものだが、1.35%という低い水準に設定された。・・・販売価格は低水準を余儀なくされ、透明性に欠けた制度運用もあり、開発事業者は低収益にあえぐことになった。再エネは普及せず、コストは下がらず、結局はFIT制度を導入することになった。<sup>32)</sup>」と記している。

また、和田武(元日本環境学会会長)も「2003年にRPS制度を採用、しかし普及促進効果なし」と再エネ推進の効果を否定している。「RPS制度とは、・・・その目標が高ければ、普及は促進されますが、低ければ逆に普及を抑制してしまいます。あまり低い年度目標のため、自治体、企業、家庭などが導入を希望する再生可能エネルギー発電所設備は、毎年、目標をオーバーするので、電力会社は住宅用太陽光発電所以外の大部分の受け入れを拒否していたのです。<sup>33)</sup>」

同じRPS制度を採用していたイギリスでは同年の目標が10%、カリフォルニア州が20%、スウェーデンが60%に対して、日本の2010年の目標は1.35%というきわめて低いものだった。

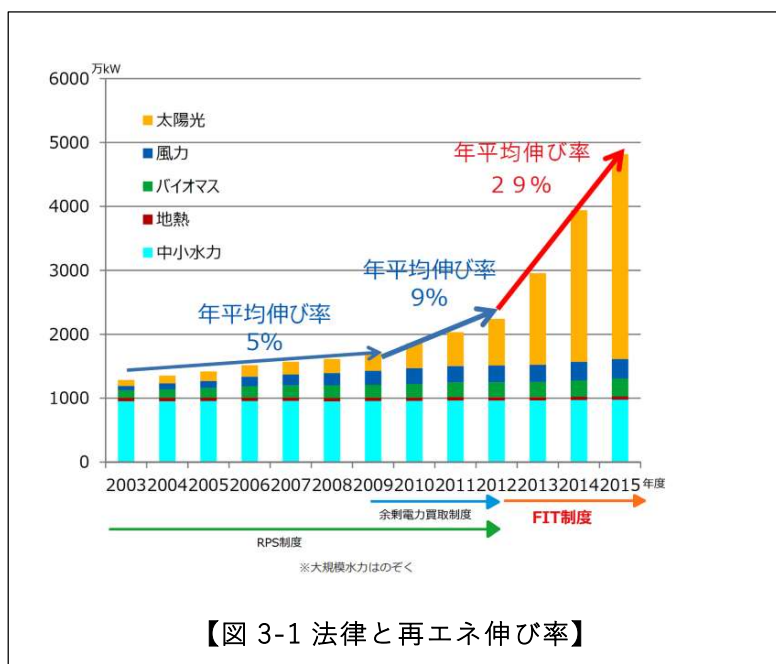
また、世界的にみて「RPS制度は、最初は1990代中頃に発達しましたが、・・・市場が電力の社会コストを必ずしも含んでいなかったために価格競争力がなく、再生可能エネルギーへの便益を貨幣価値に換算するための新たな政策が認識されていました。<sup>34)</sup>」

---

<sup>32)</sup> 植田和宏・山家公雄著『再生可能エネルギー政策の国際比較』  
京都大学学術出版会、2017年、p84-85

<sup>33)</sup> 和田武著「再生可能エネルギーの到来」(あけび書房) p81

<sup>34)</sup> ミゲル・メンドーサら共著 安田陽監訳『再生可能エネルギーと固定買取制度(FIT)―グリーン経済への架け橋』 京都大学学術出版、2019年 p241-242



「再エネ利用特措法」（通称「RPS 法」）は再エネを普及する結果にならないとい論説を紹介してきたが、図 3-1 はその証となるだろう。

つまり R P S 法の下では再エネの年平均伸び率は 5%。F I T 制度では年平均 29% と大きな違いがある。資源エネルギー庁は同庁のホームページ「再エネのコ

ストを考える<sup>35</sup>」にこのグラフを掲載しているが、この図について解説はまったくない。

再エネ普及には次の手が求められていた。

### 3-3 現 FIT 制度成立までの歩みと審議過程

#### ■法律施行までの歩み

政権交代後、鳩山前内閣時代から準備が進められてきた、FIT 制度は、2011 年 4 月に政府から通常国会に提出し、設立して施行されることになる。正式名は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」だ。

当初の案は、FIT 成立後の数値と比較すればかなり低いものだった。

2011 年 3 月 5 日付朝日新聞は「自然エネルギー発電、買い取り費は一律上乘せ、政府案」と題して次のように報じている。「政府は 4 日、再生可能エネルギーによる電気の全量買い取り制度に関する法案をまとめた。各世帯や事業所などが支払う単価は全国一律とする。2012 年度導入を目指す。法案では国民負担が長引くことに配慮し、20 年度をめどに廃止も含めて見直すとした。11 日にも閣議決定する。・・・電力会社の買い取り価格などは毎年度定める。今のところ、余った電気の買い取りが

<sup>35</sup> 資源エネルギー庁「再エネのコストを考える」より。

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/saiene/saienecost.html>

始まっている太陽光を除き、電力会社の買い取り価格を1キロワット時あたり15～20円、期間は15～20年にする方針だ。法案では地域間格差をなくすため、調整機関を定めて全国規模で経費を計算し、上乗せ単価を全国一律にする。経産省の試算では、上乗せ額は標準家庭（月300キロワット時）で制度開始から9年目で月額150円だ。」（抜粋）

この閣議決定した3月11日の翌日、東日本大震災が発生した。

その後の福島第一原子力発電所事故による原発優先策の見直しにより、再生エネルギー利用の拡大が急務となったことから衆目を集めた。2次補正予算案、公債発行特例法案とともに菅直人首相が退陣の条件とした3法案の一つで、「関連産業の成長を通じた市場の確保と雇用の増大に大きく貢献する」との趣旨で審議入りして可決、2012年7月1日にFIT制度が施行された。

当時の閣議決定直前の朝日新聞記事と実際の結果を比較すると、「電力会社の買い取り価格を1キロワット時あたり15～20円」が、実際のスタートでは太陽光で初年度上限の2倍の40円/kWhとなった。一方、「上乗せ額は標準家庭（月300キロワット時）で制度開始から9年目で月額150円」の計画が、2021年度（5月の電気料金から適用される）月に250kWh以上の電力を消費している平均的一般家庭では、賦課金負担総額が1ヶ月あたり840円程度となった。つまり、7倍だ。詳細は第四章-5「環境省と経済産業省のかくも違うFIT価格の未来予想図」でも述べるが、当初の案が大幅に変更となった。

## ■審議会で議論

では実際の審議会での議論はどうだったか。まず委員会のメンバーは『国会同意人事』で選ばれた。国会同意人事とは、内閣が国会の両議院（衆議院及び参議院）の事前の同意または事後の承認を得ることを必要とする人事。法律・予算・条約よりも厳格な手続要件となっている。調達価格等算定委員会の議事録<sup>36</sup>から議論を進めることにしよう。

第1回調達価格等算定委員会は2012年3月6日にFIT法の施行に向け会合が行われた。FIT法では、「第3条第5項 経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、・・・経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする」

---

<sup>36</sup> <https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/index.html> には、2012.3.16第1回から2021.10.24までのすべての委員の発電など記録。ここでは当時の議事録から引用。

と定めている。

第1回の会合で、当時の経済産業大臣・枝野幸男は挨拶している。

「買取価格や期間を一律ではなく、発電設備の区分、形態規模や事業者の適正な利潤などを勘案して決めるという趣旨の修正がなされています。・・・大変重要な事項ですので、関係者のヒアリングを含めて慎重かつ公平な審議を・・・その一方で、再生可能エネルギーの供給事業者の計画にも影響するものですので、可能な限り早く決める必要もあります。<sup>37)</sup> この枝野の発言で着目したのは、「買取価格や期間を一律ではなく、発電設備の区分、形態規模や事業者の適正な利潤などを勘案して決める」ということだ。大臣の意向は一律でなかったことは明らかであろう。

村上敦は「日本ではもうすぐ『固定価格買取制度』が施工されることになるが、これが成功し、地域経済の担い手として、雇用の発生場所として、再生可能エネルギーが推進されるかどうかは、実は、法律の文面だけでなく、経済産業省の大臣名でくださる通達や規則などによって定まる『買取価格』と『買取期間』である。<sup>38)</sup>と書いているように、調達価格等算定委員会は「仏作って魂入れず」のことわざの中の魂として制度成功の鍵となる。その詳細を更にみてみよう。

FIT法第3条第5項で「委員会の意見を尊重する」とした委員は5人。委員長には植田和弘（京都大学大学院経済学研究科教授）、委員長代理山内弘隆（一橋大学大学院商学研究科教授）、辰巳菊子（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事）、山地憲治（公益財団法人地球環境産業技術研究機構（RITE）理事・研究所長）、和田武（日本環境学会長）。

第1回目では植田委員長は「今日の資料では海外の先行事例を載せています。幸か不幸か日本が遅く始めるということなので、後発の利益とありますが、そういう面を生かした制度設計がきちっとできるようにというあたりは重要かと思います。<sup>39)</sup>と発言はしていたが、実際はどうだったろうか。

第3回目は業界団体のヒアリングだった。太陽光発電協会、ソフトバンク株式会社、日本風力発電協会、日本小形風力発電協会、日本地熱開発企業協議会、日本商工会議所、日本経済団体連合会。大きい団体のみで、当時少ないとはいえ市民団体やNPO

---

<sup>37)</sup> 第1回 調達価格等算定委員会議事録

[https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/001\\_gijiroku.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/001_gijiroku.pdf) p1

<sup>38)</sup> 「100%再生可能へ 欧州のエネルギー自立地域」(2012 学芸出版社) p189 村上敦

<sup>39)</sup> 第1回 調達価格等算定委員会 p22

はいなかった。

結果からみると、ここでの業界案、つまり太陽光発電協会の「50kW、500kW、2MW、10MW、それぞれ計算いたしました、ほとんど価格に差がなかったものですから、今回、同一価格で」「住宅用は余剰電力買取制度で42円、10年<sup>40</sup>」という案が通り、「やはり最低でも40円、20年というほどのものがないと<sup>41</sup>」というソフトバンク代表取締役社長孫正義<sup>42</sup>の意見が採用されたことになる。

2012年4月11日の5回目になると、事務局の発言（新原部長）に本音が見られるようになる。

「事務局としてもこの資料を守るということではなくて、ポイントは、これはあくまでヒアリングの取りまとめでございます。<sup>43</sup>」

「法律も何もないのに役所として『こうしろ』とか『配慮しろ』というのはなかなか言いにくい、介入しにくいところです<sup>44</sup>」

「もう一つ、これはこの間、電事連が言われていましたが、電力会社のほうは余り細かく分けられると、多分、彼らはもうシステム設計が間に合わないんですね。そうすると、最初は手作業でやることを考えざるを得ないかもしれない。あまり複雑な区分になると、それがどちらの区分なのか判定するだけでもものすごく時間がかかるというところが心配されています。<sup>45</sup>」

新原部長（2018年 経済産業省経済産業政策局長就任、21年内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））は経済産業省入省後に米国留学（ミシガン大学大学院経済学博士課程）した経験の持ち主。民主党政権下、東日本大震災後の新たなエネルギー政策として、太陽光発電事業のスキームや、固定価格買い取り制度を策定した。民主党政権から自公政権でも局長や内閣審議官を努めている。

そして、第7回2012年4月27日の委員会で調達価格等算定委員会意見書（案）が事務局より提出、「平成24年度調達価格及び 調達期間に関する意見」が発表された。

「なお、10kW以上については、当委員会での今般の審議においては、発電規模

---

<sup>40</sup> 第3回 調達価格等算定委員会議事録 p4

<sup>41</sup> 第3回 調達価格等算定委員会議事録 p13

<sup>42</sup> 孫正義 2011年公益財団法人自然エネルギー財団を設立、会長となる。同財団は「自然エネルギーの飛躍的な普及の推進」などの活動を活発に行っている。

<sup>43</sup> 第3回 調達価格等算定委員会議事録 p21

<sup>44</sup> 第3回 調達価格等算定委員会議事録 p31

<sup>45</sup> 第3回 調達価格等算定委員会議事録 p33



が大型化しても顕著なスケールメリットは認められなかったため、更に細かな区分は設けないこととした。<sup>46)</sup> となった。

## 第四章 FIT制度への批判と反論

### 4-1 外国ではうまくいっている制度なのに日本では問題山積

#### ● FIT制度は再エネの推進力にはなったが

FIT制度は、日本の再エネの推進力になった。かつては、太陽光発電について日本は2004年まで世界第1の導入量であった。しかし、RPS法の悪影響も加わり、2013年には順位を落とし第4位に。FIT設立2年後の2014年には再び世界第3位。一方、太陽光電池生産については2007年まで日本は世界一であったが、現在では中国が60%以上を占め、2014では日本は第2の台湾についで第3位となっている<sup>47)</sup>。

しかし、太陽光パネル産業は没落状態のままだが、少なくとも太陽光発電はFIT制度のために急激に伸びた。例えば太陽光（住宅：10kW未満）の新規認定数は1,659,416件、791.8万kW（2021年3月末時点の状況）になっている<sup>48)</sup>。2002年頃の日本の再エネ普及について比べると大きな違いが分かる。2002年8月当時の新聞には「二酸化炭素などを出さず環境にやさしい発電だが、費用の高さが普及するうえでの課題になっている。一般的には、システム設置費用は200万～300万円台。一方、太陽光発電で節約できる電気代は年10万円足らずで、元を取るには20年以上かかる。余った電気は電力会社に1kW時20数円で売ることができると、夜間に使用した分などと差し引きすると、黒字になる例はまだ少ない。<sup>49)</sup>」と報道していた頃に比べれば、各段の違いだ。FIT制度初年度の家庭用余剰電気の買取額は40円になった。「住宅用太陽光発電の平均容量4.90kWだと想定すると、メーカーによって違うが、設置価格の目安は、120万～171万円程度<sup>50)</sup>」と半分位になっている。また、ゼロ円で設置するシステムもある。

---

<sup>46)</sup> 第7回 調達価格等算定委員会議事録 p7

<sup>47)</sup> 『図解エネルギー経済データの読み方入門』（省エネルギーセンター）p336

<sup>48)</sup> 資源エネルギー庁固定価格買取制度「情報公表用ウェブサイト」から

<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary>

<sup>49)</sup> 2002年8月19日付朝日新聞は「我が家は太陽光発電所 温暖化対策貢献+電気代節約=発電量世界一」出した記事より

<sup>50)</sup> 省エネドットコム 2021.5.27 更新「太陽光発電の「費用」を考えると役に立つ5つの鉄則」より <https://www.shouene.com/photovoltaic/cost/cardinal-rules-of-photovoltaic-system.html>

しかし、一方、制度設計が業界との調整によって決められ、後発組にもかかわらず諸外国で起こったような FIT 制度の失敗を検証することはなかった。

### ● 東京や大阪、外国資本の植民地型ビジネスモデル

京都大学大学院地球環境学堂の諸富徹は「買取制度の下で現在、そうそうたる大企業が再エネ事業に参入し、メガソーラー発電所が全国に次々と設置されるだけでは結局、これでは火力や原子力といった集中電源を、メガソーラーという新しい集中電源に置き換えただけ、という結果に終われかねない。地域にとっても、メガソーラーを誘致しただけでは地域再生につながらないことが徐々に認識されるようになってきた。これらの開発事業は、若干の地代収入や固定資産税収を地域にもたらすものの、再エネ発電を成り立たせる技術や事業ノウハウはすべて、外部から持ち込まれている。したがって、地元企業の成長や雇用の拡大、そして地域における生産技術の蓄積には、必ずしもつながらない。また、せっかく稼いだ売電収入も、メガソーラーの立地地域から吸い取られ、その企業の本社のある東京や大阪に吸収されてしまう。<sup>51</sup>」といわば東京資本のような植民地型ビジネスモデルにもなりかねないと、再エネを推進する側の意見として諸富徹は苦言を呈している。



写真 4-1 南相馬市にあるメガソーラー  
2021.2.9 筆者撮影

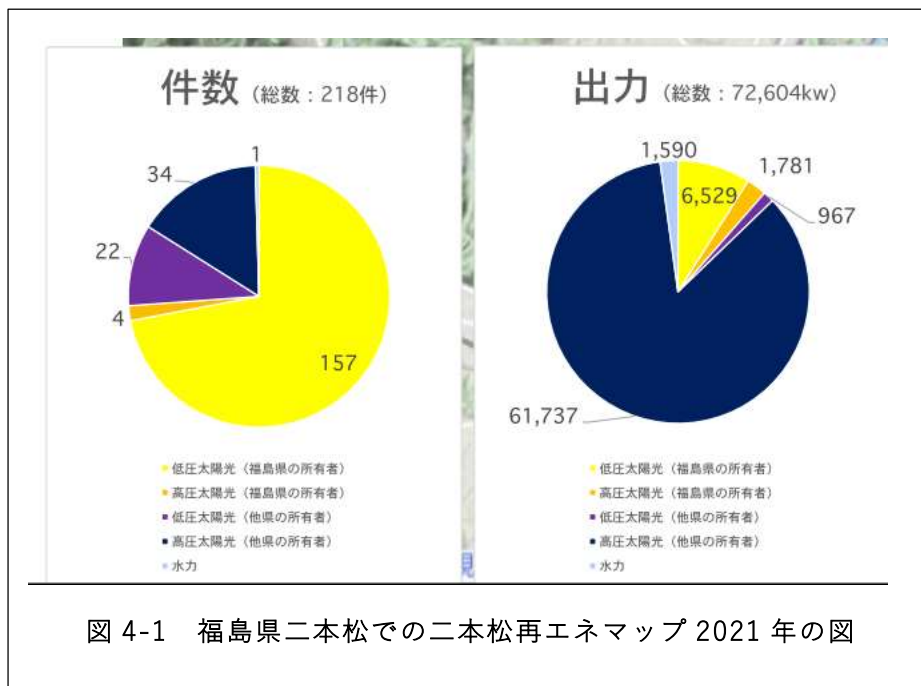
この東京資本などや外国資本による再エネ開発は日本の各地で見られるようだ。例えば、福島県だ。東日本震災後、大規模な太陽光発電所が建設されていった。筆者はこれまで被災後の被災地を 30 数回訪れているが、毎年何度か訪問するたびにかつて農地だったところにまるで太陽光パネルの海のように次々と建設されている様を目撃してきた。一方、農地の復活は一部あるもののほとんど見られない。

例えば、福島県南相馬原町萱浜（かいばはま）（(福島第一原発よ 20km 圏外、震災の年 10 月には緊急時避難準備区解除）海岸付近にあるメガソーラー=写真 4-1=を

<sup>51</sup> 諸富徹編著『再生可能エネルギー地域再生』（日本評論社）P1

げよう。送電施設の立て看板には「福島送電会社原町南分岐所」と書いてある。本社所在地は福島市であるが、連絡先として東京 03 が書かれていた（2021.2.9 現在）。この福島送電のホームページによれば、資本金 1300 万円で、福島発電株式会社（39.23%）、東京電力ホールディングス（37.69%）、株式会社東邦銀行（11.54%）、福島商事株式会社（11.54%）<sup>52</sup>であり、東京電力の資本が深く関与しているようだった。但し、送電整備とメガソーラーの関係は確定しているわけではない。

福島県内の県外資本の太陽光発電所がどの程度あるか、実態をつかむのは難しい。「福島県の再エネ発電事業者へのアンケート調査<sup>53</sup>」（143 社に対して、16 社から計 17 事業に関する回答）によれば、福島県における再エネ発電事業主体の本社所在地は、2020 年 7 月現在半分以上が東京都となっているが、途中経過で確かなことは分かっていない。



二本松営農ソーラー株式会社の調べでは、図 4-1 のように、福島県二本松市の再エネ施設は、件数では 218 件の内福島県所有は 73%と高いが、出力となると 72,604kw の内、他県の所有が 86%になってしまふ<sup>54</sup>。

こうした日本の状況とデンマークの違いについて、和田武は「最初は 100%が住民の発電所でした。世界最初の風力発電は住民の発案で農業機械メーカーに作ってもらっ

<sup>52</sup> 福島送電(株)会社概要 <https://www.fukushimasouden.jp/info/>

<sup>53</sup>2021 年 3月24日に開催の講演会「再生可能エネルギーの普及による地域経済効果ー福島県を対象とした拡張地域間産業連関表に基づく定量分析ー「炭素ゼロ時代の地域分散型エネルギー・システムーカーボン・ニュートラルに向けてー」による。

<sup>54</sup> 2021.5.21 開催の市民電力ゼミナール資料より [may21-21.pdf](#)

たものです。

できると分かるとデンマークでも企業がもうけのために風車を始めたら、地域で反対運動が起きたのです。そして、設備容量の2割以上を地域住民の所有にしないと建設できないよう、政府に法律を作らせました。<sup>55</sup>」と筆者に語っている。デンマークでは東京資本のような植民地型ビジネスモデルができない法律があるのだ。

また、ドイツでは、森林を伐採した場合には、その6倍の面積に植林することを義務付けている。さらにドイツでは2013年3-7月の改正（対象は太陽光発電のみ）で、2km以内かつ同一自治体内の平地設置は10MWまでという上限を設けた。

太陽光はもともと地元のエネルギー資源だ。しかしその開発事業者の多くは、東京や大阪などの都市部に本社を置く企業で、その利益の大部分を都市部に持っていきわば植民地（外来）型開発に占められている。自然環境の破壊の開発、植民地型開発に一定の歯止めをかける必要がある。

FIT 制度成立時の経済産業相・海江田万里は「あの時は性善説に基づいて仕組みを作らなければ、それは制度自体が作れなかった<sup>56</sup>」と述べているが、これとは正反対に諸外国はきちんと法律で問題がおこらないように一定の規制を課している。この差が大きな違いとなり、日本では再エネについての問題が山積となったといえよう。

#### 4-2 全国に広がるメガソーラーの反対運動

その山積問題のひとつとして、住民によるメガソーラーなどの反対運動が日本全国で広がっている点が挙げられる。

一橋大学経済学研究科准教授の山下英俊は2014年と2017年に全国の基礎自治体を対象として、再生可能エネルギーに関するアンケート調査を実施し、「固定価格買取制度による太陽光発電を中心とした大量導入が、地域でさまざまな軋轢を生む元になっている側面があることは否めない。トラブルの内訳を見ると、景観や光害、騒音など主として太陽光発電に起因すると思われる事例の割合が多い<sup>57</sup>」と報告している。

具体的には「再生可能エネルギーをめぐる住民からの苦情やトラブルについて、

---

<sup>55</sup> 2021.10.3 筆者が和田武にインタビューした内容

<sup>56</sup> NHKクロズアップ現代「独自取材 再エネビジネスの"ゆがみ" 脱炭素社会を目指す裏で…」<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4560/>

<sup>57</sup> 環境技術 Vol.49No.3 (2020)「地域に根ざした再生可能エネルギー事業による環境保全の可能性」p17 [地域に根ざした再生可能エネルギー事業による環境保全の可能性 \(jst.go.jp\)](https://www.jst.go.jp/)

『過去に発生していた』・『現在、発生している』・『今後の発生が懸念される』と回答した自治体の割合は、2014年には17.9%だったものが、2017年には37.9%へと倍増した<sup>58</sup>」

2019年1月14日、そうした動きに合わせ東京都中野区でも「全国メガソーラー問題中央集会～メガソーラーが国土を破壊する～」が全国15の呼びかけ団体のもとに行われた。約300人が参加し、この集会についてTBSテレビ、東京新聞や信濃毎日など地方紙も報道している。集会では、自治体などの要請があれば、施設規模に関係なく環境評価の対象にするなど国に求める要請書を採択した。翌日15日に、環境省と経済産業省にそれぞれ要望書を提出している。



写真 4-2 メガソーラー建設予定地現場  
2016.11.10 筆者撮影

そのひとつ長野県諏訪市四賀メガソーラー（仮称）計画を例としてあげよう。この開発会社の株式会社 Loop（ループ<sup>59</sup>）（本社東京）は「太陽光、風力、水力をはじめとする自然エネルギー。私たちは、このやさしいエネルギーをこれからの発電のスタンダードにしたいと考えています」と再エネを売りにしている新電力会社だ。

ところが一方において自然破壊につながる開発を進めていた。長野県の中央に位置する霧ヶ峰南麓の森林に、89MWの巨大メガソーラーを計画した。皇居の面積に等しい計画面積188haの内、森林106haを伐採し、ソーラーパネル31万枚を設置するというもの。工事によって発生する土砂は、10tトラック5万台分で、高さ13mの調整池を設置して沢に流れる川に盛土をして埋める。この森林には、小さなながらも高層湿原があり、県のレッドデータリストにある高層湿原植生のミズゴケ群落として登録されている場所だ。

そして2016年、地元住民は太陽光発電問題連絡会を立上げ、反対運動を開始した。それに対しパワーシフト・キャンペーン実行委員会<sup>60</sup>はその声に応え、他の団体

<sup>58</sup> 環境技術 Vol.49No.3 (2020)「地域に根ざした再生可能エネルギー事業による環境保全の可能性」p17 [地域に根ざした再生可能エネルギー事業による環境保全の可能性 \(jst.go.jp\)](https://www.jst.go.jp/)

<sup>59</sup> [Loop | 会社情報 | 会社概要](#)

<sup>60</sup> 「電気を変えて未来を変えよう」という任意団体の運動。事務局はFoe Japanが担当。

ともに2016年11月10日現地調査をした。(著者も同行)さらに同委員会内部で議論を重ね、同社を訪問し、意見交換をした後で中止を含めた再検討の要望書を渡した。loop社側も「水害の恐れなど特に調整池の上に予定していた盛り土についてのご指摘は多く、我々としても見直しを検討している」と答えている。

その後の結果、2020年6月19日に同社は採算性を確保するのは難しいとしてこの計画から撤退すると発表した。

また、パワーシフトキャンペー運営委員会はこの反対集会の日とは別にこのメガソーラーに反対する団体と交流会の場を設けた。その一人は「ソーラーパネルを見るだけで、嫌悪感をもつ」と発言していた。これも深刻な問題提起だ。

Loop社のように森林伐採など環境破壊を伴う大規模な事業が続くと、太陽光発電事業が人々から支持されなくなり、再生可能エネルギー社会の実現は難しくなる。ドイツやデンマークのように、業界団体の意見調整ではなく、日本も制限を考える必要がある。

#### 4-3 地域エネルギー享受権

神奈川県松田町では2020年3月、「松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例<sup>61</sup>」を成立させ、「地域由来の再エネを減災と、地域産業の活性化に生かす」との目標を立て、「再エネ資源は地域と一体不可分のものとして存する。古来、地域に生活する者は、その恩恵を享受し、これを地域の財産として維持し生活の基盤としてきた」と、再エネ資源を「持続可能な方法により、再エネを享受する権利(地域エネルギー享受権)を有する」と明記する町も生まれてきた。

この地域エネルギー享受権は、2013年に設立の「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例(地域環境権条例)」がもとになっている。再生可能エネルギーから生まれるエネルギーを市民総有の財産と捉え、市民がこれを優先的に活用して地域づくりを行う「地域環境権」を市民に保障するというものだ。地縁団体やまちづくり委員会(自治基本条例に位置付けられた自治組織)等が地域の自然資源を活用して発電事業を行う。そこで、地域が抱える課題解決に売電収益を使うといった、市民が主体となって地域づくりを進める事業を、同市との協働事業として条例に基づき認定している。

---

<sup>61</sup> 「松田町再生可能エネルギーの利用などの促進に関する条例」全文は、  
<https://town.matsuda.kanagawa.jp/uploaded/attachment/8489.pdf>



写真 4-3 パワーコンディショナーの自立  
運転の切り替え方を説明している様子。  
写真提供：おひさま進歩エネルギー㈱

例えば、旭ヶ丘中学校太陽光発電事業推進協議会とおひさま進歩 9 号(株)が旭ヶ丘中学校屋上に設置した「かやの木発電所」は、飯田市の地域環境権条例による「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の第 8 号事業に認定されている。

始まりは 2014 年の旭ヶ丘中学校の副会長候補だった羽田野勇二の選挙公約だった。福島第一原発事故を踏まえて、再エネ発電所の建設を思い立ったという。それが、中学校の生徒会、PTA、教職員、「伊賀良まちづくり協議会」、「山本

地域づくり委員会」の 5 団体による「旭ヶ丘中学校太陽光発電事業推進協議会」を設立させて、2016 年 3 月に中学校屋上に太陽光発電所を稼働させた。

売電収益のうち毎年 10 万円が 20 年間旭ヶ丘中学校太陽光発電事業推進協議会に寄付され、生徒による環境活動や地域活動に活用されている。発電量の分かるモニターを設置した他、「考えよう！ 誰が困るかこのゴミで」というような標語を作りプロの看板屋に発注、ゴミ投棄の地域問題解消にも役立っている。担当するのは生徒会「福利委員会」。「自分たちのできることでCO2を減らしていきたい」と電気の節電も呼びかけもしている。一方、設置会社は今も中学校の環境学習を支援している。毎年環境学習の折には、発電所の防災機能や操作方法について、パワーコンディショナーの自立運転（停電したときに太陽光発電の電気を使うための機能）の切り替え方や連系（通常）運転に戻す方法を生徒と先生に説明おこなっている。

(2021.9.15 筆者取材情報)

ドイツと日本の再エネ推進の違いについて、村上敦は「日本でもFITが始まり、まずは一部の経済界や投資家が動いている。ドイツでも過去に同じようなプロセスがあった。その後、ドイツではじわじわと市民が動き始め、その運動は加速・拡大し、再生可能エネルギーの急激な発展の原動力となった。<sup>62)</sup>という。

ここでも、海外では日本では大きな違いがあったが、日本でも少しずつ徐々に変わ

---

<sup>62)</sup> 村上敦、池田憲昭、滝川薫著「100%再生可能へドイツの市民エネルギー企業」(学芸出版社) p4

って来ているところもある。

#### 4-4 環境省と経済産業省のかくも違うFIT価格の未来予測図

この第四章では、再エネとFIT制度についての問題点を例証してきたが、政府内では、環境省と経済産業省は違う見せ方をしている。

環境省は「平成26年度（2014年）2050年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討委託業務報告書」の第五章「再生可能エネルギーの導入に伴う効果・影響分析」について発表した。2つの想定を算定している。

1. FIT制度が2020年まで継続した場合、「2020年までの再生可能エネルギー電気の導入量に対する負担金額合計、賦課金単価、世帯平均負担の分析結果は、2020年まで上昇を続けている。2020年以降は、住宅用太陽光発電の買取期間が10年であるため、緩やかに賦課金単価が減少する。非住宅用太陽光発電を始めとする多くの区分では買取期間が20年であるため、制度開始後20年を経過すると賦課金単価は急激に減少する。<sup>63</sup>」

2. 2030年まで継続した場合、「2020年までに大幅に上昇し、2020年から2030年までは横ばいで推移するか、緩やかに上昇を続けている。これは、負担金額の中で大きなウェイトを占める非住宅・集合住宅用太陽光発電（メガソーラー含む）の導入の大半が2020年までに進むためである。2030年以降は、制度開始後20年を経過した設備の買取期間を過ぎるため、賦課金単価が減少していく。<sup>64</sup>」

このように環境省は賦課金が将来下落するという予想をたてている。FIT制度は20年間一定の価格を保証して、初期のよちよち産業を育てるためであるので、発電から20年以降の売電額は安くするには当然だ。また、産業が成熟して普及していくと価格が下落するので徐々に買取価格を下げるのも道理だ。ではどの位の期間発電できるか。例えば、小水力の水車などの機械装置の法定耐用年数は22年。発電所全体は57年で、60年以上の運転も可能だ。太陽光発電所は、設備自体の法的耐用年数は17年、「一般的には、20年～30年が太陽光パネルシステムの寿命とされており、40年という情報もありますが、明確な根拠はありません。その理由としては、太陽光パネル自体の歴史がまだ浅いため、『寿命が来るまで太陽光パネルを使用した事例が少

---

<sup>63</sup> 環境省「再生可能エネルギーの導入に伴う効果・影響分析」第5章 p 258

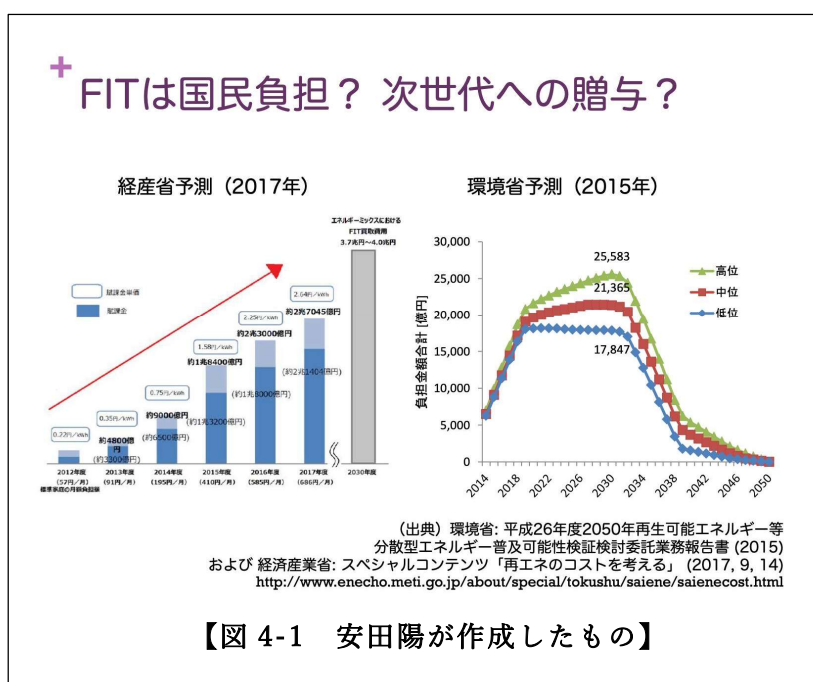
[http://www.env.go.jp/earth/report/h27-01/H26\\_RE\\_5.pdf](http://www.env.go.jp/earth/report/h27-01/H26_RE_5.pdf)

<sup>64</sup> 環境省「再生可能エネルギーの導入に伴う効果・影響分析」第5章 p 259



ない』<sup>65</sup>』とされている。初期コストは20年以内で十分回収が可能で、売電額が安くなくても十分やっていける。産業として成長すると、補助金は必ずしも必要はなく、国民負担も不要となる。

但し、現在の買取額では、事業化は難しいという事業所もある。例えば、福島県で多くの発電所を建設している発電会社は「太陽光発電は、FIT価格で18円を取得している物件で打ち止めにした。これからは小水力に取り組む」と筆者に語っている。また、現在では非FIT型の発電所もできている（例:第5章-5）



その一方で、経産産業省資源エネルギー庁は次のように記している。「コストの高さは、国民負担に影響を与えます。・・・2017年度の買取費用は約2兆7000億円、賦課金は約2兆1000億円」「エネルギーミックスが想定する2030年の再エネ買い取り費用は、3兆7000億円から4兆円です。再エネのコストをできるだけ低

減させ、国民の負担を抑制しつつ、再エネ普及を図る取り組みが必要となっています。<sup>66</sup>』と国民負担だけを強調して、未来の予測を表さない傾向にある。

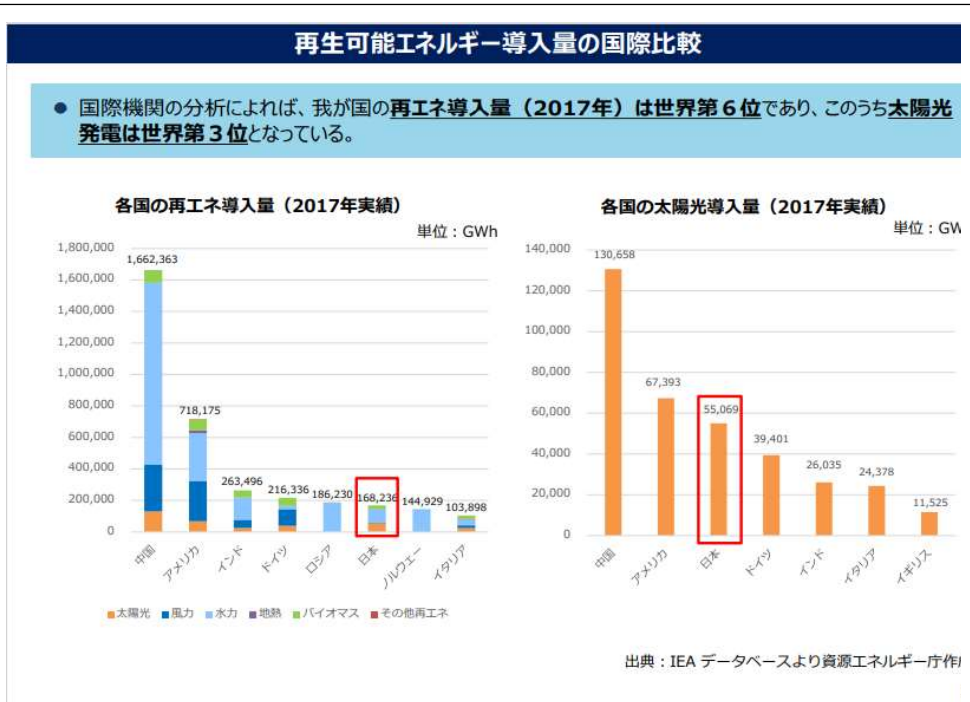
一方、安田陽は次のように記している。「経済産業省の集計によると、・・・2018年度の家庭用電力料金に占めるFIT賦課金単価は2.90円/kWh、標準家庭の負担金は月額754円であると公表されています。この金額だけを切り取って見ると、『国民負担が増大する』という声が上がります。『FIT制度により市場が歪められている』という意見も聞こえてきそうです。実際、そのように喧伝するメディアやネット

<sup>65</sup> ヌリカエ「太陽光パネルの寿命はどれくらい？ 耐用年数と特徴を理解しよう」  
[https://www.nuri-kae.jp/column/part/solar\\_panel/articles/784/](https://www.nuri-kae.jp/column/part/solar_panel/articles/784/)

<sup>66</sup> 資源エネルギー庁再エネのコストを考える  
<http://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/saiene/saienecost.html>

の論調も少なからず見受けられます。<sup>67</sup>」とし、「これらの論調は単純明快で一目わかりやく、多くの人が共感しそうですが<sup>68</sup>」と図 4-1 を示して国民負担増の説を否定している。

なお、資源エネルギー庁によれば、これまでの買取金額総額は 17 兆円、その内太陽光が 79%<sup>69</sup>。



【図 4-2 再エネ導入量の国際比較】

また、資源エネルギー庁は日本の再エネの現状にふれて、図 4-2 で、再エネ導入量（2017 年実績）は世界 6 位、太陽光導入量は世界 3 位と示している<sup>70</sup>。

<sup>67</sup> No.153 『再生可能エネルギーと固定価格買取制度(FIT)』日本語版の翻訳出版によせて - 京都大学大学院 経済学研究科 再生可能エネルギー経済学講座 (kyoto-u.ac.jp)

<sup>68</sup> No.153 『再生可能エネルギーと固定価格買取制度(FIT)』日本語版の翻訳出版によせて - 京都大学大学院 経済学研究科 再生可能エネルギー経済学講座 (kyoto-u.ac.jp)

<sup>69</sup> 固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト

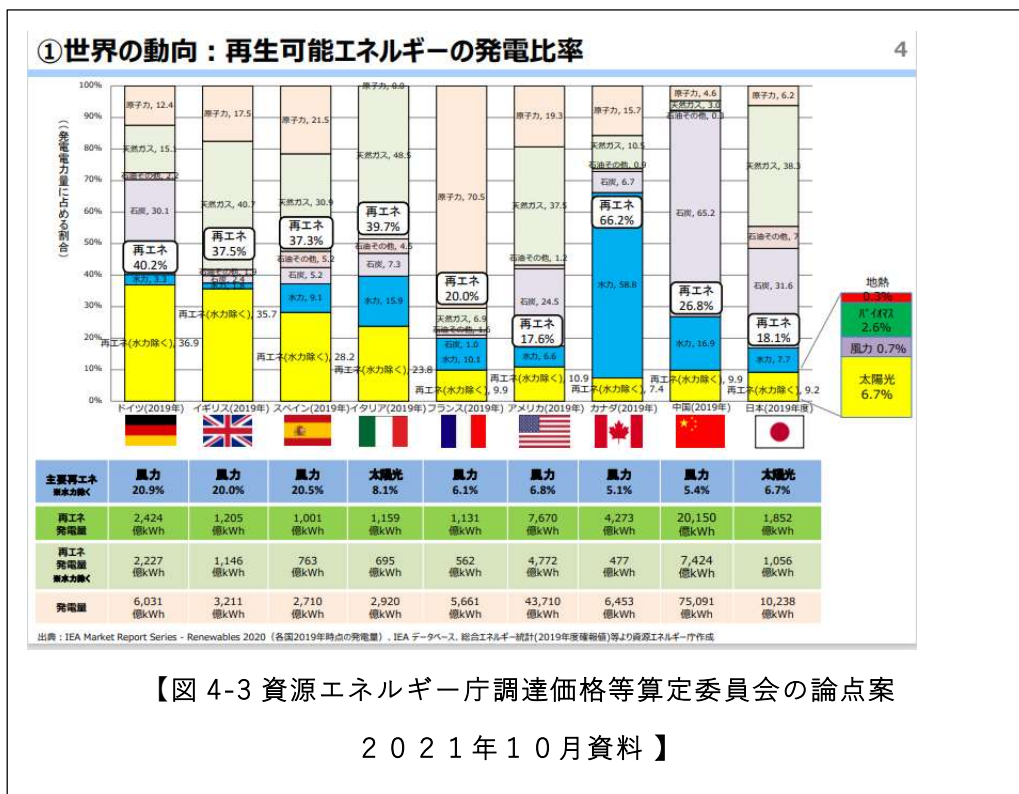
<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary>

<sup>70</sup> エネルギー政策の現状について 令和 2 年 9 月 資源エネルギー庁 p11、p 17

[001\\_05\\_00.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/001_05_00.pdf)

しかし、同じ資料の中でも図 4-3 によれば、日本の再エネ率は 9 ヶ国中最下位アメリカ次ぐ 8 位と最下位クラスだ。原子力 70% のフランスより劣っている。

しかも、昼間にしか発電しない太陽光発電に特化していることが分かる。先に紹介した図 4-1 の環境省と経済産業省の予想の違いのように、この図 4-2 と図 4-3 も見た印象が変わってい



【図 4-3 資源エネルギー庁調達価格等算定委員会の論点案  
2021年10月資料】

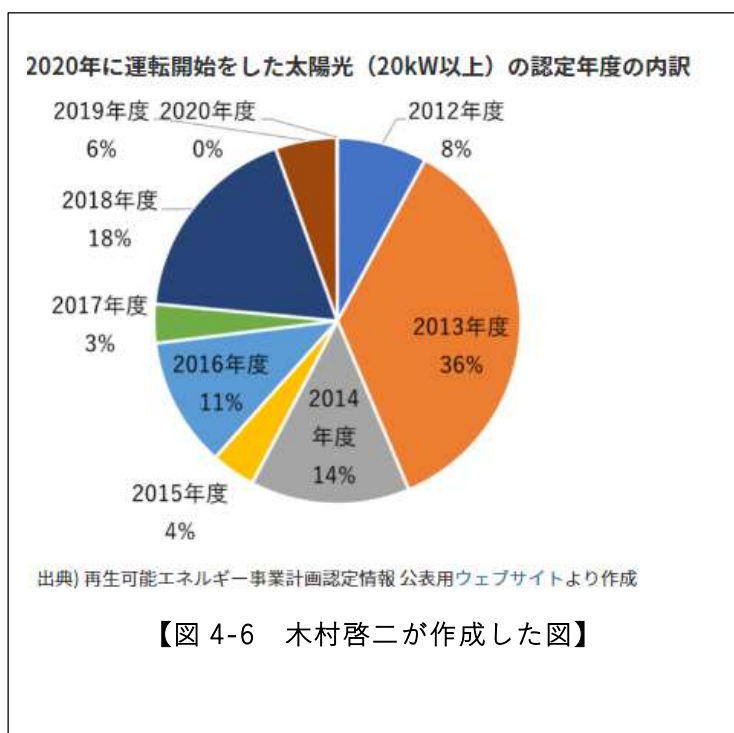
る。こうした資料のもと、審議会委員の議論がなされているようだ。

#### 4-6 賦課金が必要以上に肥大化した原因

賦課金が高額になったことは間違いない。だが、経済産業省はその理由について何も述べていない。当初の FIT 賦課金 40 円はドイツ 60.7 円に比べるとかなり低い。ドイツは再エネの普及に向けて 20 年かけて少しずつ賦課金を下げてきた。日本は賦課金が高額になると賦課金を短期間に急激に下げていった。(図 1-3 参照)

自然エネルギー財団上級研究員の木村啓二は次のように分析している。「もし、このような制度運用の失敗がなければ、賦課金額はもっと少なくてすんでいたと思われる。」つまり、「制度開始後約 4 年間、発電事業者が認定を受けるにあたって、運転の開始期限が定められていなかったことである。このため、事業実施の見込みによらず買取価格だけを確定しておき、事業をすぐに開始しない案件(未稼働案件)が膨大に発生した。その結果、例えば、太陽光発電の建設のためのコストが年々下がっても、そうした未稼働案件は高い買取価格が維持されてしまうということが起った。実際に、2020 年の 1 年間に運転開始をした太陽光(20kW 以上)のおよそ 6 割が、再エネ特

措法が始まった最初の 3 年間に認定を取得したものとなっている<sup>71)</sup>と分析している。



例えば、2020 年に運転を開始した最大の発電所の 36%は、太陽光では 36 円 kWh (10 kW 以上) で売電できた。同年度の事業用買取価格は 13 円/kWh (10 以上-50kW 未満)、50 kW 以上 250 kW 未満は 12 円/kWh。250 kW 以上は入札だ<sup>72)</sup>。パネル価格は下落しているので、事業者の利幅が大きくなり、山を削り自然を破壊するような開発に拍車をかける一因にもなった。

## 第五章 FIT 制度のあるべき姿

第五章では、FIT 制度はどうあるべきか、政府の審議はどうあるべきか、市民はどうあるべきか、巨人の肩<sup>73)</sup>によって自説を展開する。

### 5-1 社会的受容性の高まるようなやり方や制度にすべき

【必要なのは、社会的受容性とプロセスを根本的に変えること】

「風力にしても太陽光にしても、その社会的受容性が高まるようなやり方や制度にしなければなりません。それがきちんとできていれば、もっと今の状況が違っていただはずです。政策のプロセスそのもののやり方を根本的に変えなければ、民主党政治であろうと、自公政治であろうと変わらない」と和田武は主張する。第 3 章の審議会

<sup>71)</sup> 自然エネルギー財団のホームページから「再エネ賦課金の疑問に答える」

<https://www.renewable-ei.org/activities/column/REupdate/20210416.php>

<sup>72)</sup> FIT 制度における 2020 年度の買取価格・賦課金単価等を決定しました (METI/経済産業省)

<sup>73)</sup> 「私がかなたを見渡せたのだとしたら、それは巨人の肩の上に乗っていたからです」から。このニュートンの手紙が原典とされる。筆者もあやかりたい思い本稿を書いている。

の一人和田武に 2021 年 10 月 13 日にインタビューして、筆者はこの社会的受容性に着目した。

全国に広がるメガソーラーの反対は必ずしも再エネを否定するものではない。その証拠のひとつとして、再エネ推進派の和田武は鳥取や水俣などで風車建設に反対する団体から講演の依頼を受けているという。再エネの最も進んでいる一つのデンマークでさえ、金儲けの風車建設に対しては反対運動が起きたように、地域の住民主体になっていないことに反対するのは当たり前だ。

特に東京資本など大都市資本だけでなく、多くの外国資本が日本に参入して日本の F I T 制度の隙間を狙って開発をしてきたし、しょうとしている。それに対して、各地で反対運動が起こっている。例えば、山形県飯田町（いいでまち 人口 6,682 人）では外資による 630ha のメガソーラーの計画がある。山を削るような環境を破壊する企てだ。同町では米沢牛の牛糞を利用した環境開発型バイオガス発電所の建設を推し進める一方、「米沢藩主の上杉鷹山は『為せば成る、為さねば成らぬ何事も』と唱えたようにバイオガス発電は推進したが、隣の会津藩で『ならぬことはならぬ』と教えられたように、このメガソーラー開発に対して、必ずチェックして反対していく」と飯館町長・後藤幸平は語っている<sup>74</sup>。

反対派に招かれた講演では、和田武も「地域外の人あるいは外国系の企業がやるなら、反対しても当然です。ところが、それは再生可能エネルギーを否定することではありません。やり方そのものを否定することが重要なポイントです」と話をしているという。

第二章で紹介した海外再エネ先進国の例で示したとおり、再エネの普及はトップダウンではできない。市民サイドから政府に働きかけながら、必要なのは社会的受容性とプロセスを根本的に変えることが必要だ。

### 【再エネ地上げ屋を生む政治風土、消費税との比較】

ドイツに限らず、ほとんどの国が固定価格程度では、発電開始時点ではじめて買取価格が確定しているのに、日本では認定時の価格で買い取りをすることになった。

これが再エネ地上げ屋を生むことになる。「土地の賃貸権利と認定権利を取得し、それを（自身の利益を載せて）売り飛ばす、土地付き F I T 権利の転がし事業が行わ

---

<sup>74</sup> 2020.10.21 に行われた「やまがた自然エネルギーネットワーク」主催の「ながめ山バイオガス発電所」などの見学会の席でのあいさつ発言から

れるような隙間を作ってしまった。<sup>75)</sup>



写真 5-1 川崎地域エネルギー(株)に送付されてきたチラシ

その一例として、筆者が無給の監査役で関わっている「川崎地域エネルギー株式会社（登記上は筆者の住所）」のことを実例としてあげることにして、「太陽光土地権利高額買取、未稼働物件・権利お急ぎください！ 高価買取に自信あり」という広告のチラシ=写真 5-1=が何度も送られてきている。中には「その権利が最もお金を生む方法をご紹介します」と同会社の認定済みで稼働できない物件について、「所有権利価格

相場一覧として、設備の I D と設置住所を明示して「パネル容量 57.7kW、買取金額 1,937,100 円」と提示してきた会社もあった。つまり、認定さえとってしまえば、後はお金も出さず、再エネ施設を建設しないで、190 万円の利益を懐にいれることができるということだ。これは「認定転がしビジネス」が成立することの証だ。

もっとも政府側も 2017 年 4 月 1 日から FIT 制度を変更した。認定時の買取価格決定はそのままだが、「太陽光 10kW 以上：3 年（超過の場合、調達期間短縮(日又は月単位)) 10kW 未満：1 年（超過の場合、認定失効）」<sup>76)</sup>とした。しかし第 4 章 4 で示したとおり「賦課金が必要以上に肥大化した原因」を解消する結果には至っていない。このような再エネ地上げを許さないよう制度にしなければならない。

こうした制度設計ができたのは、外国の先進事例を検証することよりも、業界団体の都合を集約した結果ではないだろうか。すでに紹介した「電事連（電気事業連合会）」が言われていましたが、・・・すごく時間がかかるというところが心配されています」ということである。ある再エネ推進派の人がいつも講演で「計算できない経産省」と揶揄しているのを筆者は喝采をして、これまで何度か引用してきた。だが、本稿を進めるにつれ、どうも違うのではないかと、むしろ能力不足説より、調整第一主義をとった結果ではないかと考えを変更するに至った。

<sup>75)</sup> 村上敦、滝川薫、西村健祐、梶村良太郎、池田憲明著『進化するエネルギービジネス 100%再生可能へ！ ポスト FIT 時代のドイツ』（新農林社）p9-11

<sup>76)</sup> 資源エネルギー庁「改正 FIT 法による 制度改正について」p7

[setsumeishiryu.pdf \(meti.go.jp\)](http://setsumeishiryu.pdf(meti.go.jp))

その調整第一主義の典型例は日本の消費税制度にあると筆者は考える。賛否両輪はあるとはいえ、筆者は消費税制度を世界中で採用されている優れた税制度と考えている。しかし、再エネ同様にこれも偏見と誤解がある制度だ。例えば、消費税10%となると取引の度に値上げとなり、どれほど物価があがるかという言説だ。市民活動仲間がFace bookでこうした発言を載せると、「いいね」「いいね」の大合唱となった。それに対して「それは間違いです。仕入れ控除という仕組みがあって累進しない」という筆者の声は他には一人もいなかった。消費税にはデメリットがあり、対策案があるが、日本ではそうした案はあまり議論されずに、日本独自のシステムを構築してきた。

その問題点は諸富徹によれば、3つある<sup>77</sup>。例えば、課税売上が年間1千万円以下の事業者は免税となり、消費者からもらった消費税はすべて益税となる。また、課税売上が年間5000万円以下の業者には、「簡易課税制度」が採用となった。つまり、支払税額=課税売上高×{(1-みなし仕入率)×税率}だ。こうした「益税の存在自体がなんら正当性をもたない<sup>78</sup>」税法は日本の制度の調整第一主義から生まれた制度と筆者は推測している。

#### 【審議会決定は業界のためでなく、未来のために】

日本における審議会は、通常行政担当官が主導していることが多いようだ。金井利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）の「行政の隠れ蓑」論によれば、行政の結論は「決まっているものの、『気休め』または『お墨付け』のために、専門家の顧問に意見を徴収する」という。さらに、「行政は、自身の結論に合致する専門家に到達するまで、専門家ショッピングを続けることができる<sup>79</sup>」とさえ教授は断言している。

また、日本の議院内閣制の特徴と官僚制度について、政策研究大学院大学教授の飯尾潤は政治家と官僚の在り方について次のように論じている。

「誰が大臣をするのかは首相が決めるのだが、いったん任命してしまうと、各大臣は、それぞれが担当する各省庁の代表者として振る舞う傾向が強かったのである。これは、内閣が議会の多数派の幹部によって組織される政治的な機関というよりは、行政を構成する各省庁の代表者が集まって、その調整を行う場だという理解をされてい

---

<sup>77</sup> 諸富徹著「財政と現代の経済社会」放送大学教育振興会 p135-136

<sup>78</sup> 諸富徹著「財政と現代の経済社会」放送大学教育振興会 p138

<sup>79</sup> 金井利之著「行政学概説」（第6章行政の専門性から）放送大学教育振興会 p101-102

たことが大きい」

「下から上がってくる調整を待つということになりがちだ。これを官僚内閣制と呼ぶことがある。」

「ただ、こうした官僚内閣制には、別な背景もある。それは各省庁を構成する官僚たち（集合体としての官僚制）が社会と密接な関係を保ち、所轄の行政に関して、社会の動向の注意を払うと同時に、業界団体などを通じて社会的な利害を代表するという側面があったということである。<sup>80</sup>」

この例として、本稿第三章-3 現 FIT 制度成立までの歩みと審議過程で登場し、まとめたとされる部長に行動様式が現れている。部長は民主党政権から自公政権でも局長や内閣審議官を努めている程確かに優秀であるだろう。インタビューした和田武も有能さは認めている。だが、発言から判断すると、電事連（電気事業連合会）や産業界に目を向けていることは、明確だろう。

部長はアメリカにミシガン大学大学院経済学博士課程で学んだが、『『こうしろ』とか『配慮しろ』というのはなかなか言いにくい考え』などは日本の役人気質が根強いと推測する。また、審議会にでていない「電事連（電気事業連合会）にいられていました」の話が採用されたことも、業界団体重視の現れだ。

また、厚生労働省事務次官（当時）の村木厚子はインタビューに答えて「次官は調整してトータルで良い仕事ができるようにする。官僚は翻訳と図面を引くこと<sup>81</sup>」だという。このように日本の官僚は調整力を大事している現れだろう。もっとも調整力がうまくいくことがあるかもしれない。しかし、新しい FIT 制度では調整力だけでうまく図面を引くことは可能だろうか。その答えは少なくとも日本の FIT 制度は否といえよう。

調達価格等算定委員会をまとめたとされている部長も、アメリカに国費留学してもこの体質は変わらなかったようだ。

一方、ヨーロッパは違うようだ。フランス・ナント市では 6 車線の内 2 車線をつぶして LRT<sup>82</sup>を走らせた。「車が混雑し不便になるのでは」との声に、交通局の担当者は「混雑したことが成功のあかしだ<sup>83</sup>」と断言したという。実際に一時混雑したが、

---

<sup>80</sup> 「現代の日本の政治」放送大学教育振興会 p39

<sup>81</sup> 飯尾潤「現代日本の政治」授業でのインタビューから

<sup>82</sup> LRT:低床型路面電車。次世代型路面電車システムともいわれる。

<sup>83</sup> 2011 年 5 月 28 日、横浜みなと博物館訓練センターにてNOP 法人「横浜に LRT をめざ



結果、車の通行量は減少したという。ここで例にした部長の発言と比較していただきたい。筆者にはこうした部長のような日本の官僚の考えに問題があるとう結論に達した。(但し、第六章-2 に登場する官僚は同じ調整派でも信念があったようだ)

この官僚の信念について筆者の経験を紹介する。川崎の環境 5 団体で構成する「川崎地域エネルギー市民協議会」は、市民発電所建設のために市に働きかけ、市の公共施設の屋根貸し事業を提案し、内定をとった。そこで、2019 年 10 月に川崎地域エネルギー株式会社を設立した(筆者は同社の無給の監査役)が、2 年以上たった今も正式契約できず実現できないままだ。ひとつの原因は市の屋根貸し第 1 号(同社の発電所は 2 番目の予定)が大型台風で飛んでしまい、施設の一部を破損させて撤去しなければならなくなったからだと推測している。また、市の担当者が周辺からこの件でいろいろ言われてしまい、実現に躊躇するようになったと推測している。しかも、その担当者も年度が変わり、最初から交渉することになった。ナント市の担当者となんと違うことか。

官僚は業界のためでもなく、批判を恐れたりせず、未来のために働くべきだ。

### 【日本の官僚性の問題点】

こうした官僚の弊害について次のように筆者は新型コロナ対策を例にして次のように分析した。

第 1 に官僚の試験制度障害だ。キャリア組のように、日本の官僚制度では「正解」がある試験において高い評価された人間を選抜する。「学問・専門性によって導かれた法律性が与えられたとき、従順に再現する能力」が高いが、未知のことに能力が発揮できない。

第 2 に、公平性の弊害。アベノマスク全戸配布は公平性の典型だ。全戸配布にかかった費用は総額約 260 億円。「約 1 億 2000 万枚を配り終えたのは、開始から 2 カ月後の昨年(2020 年) 6 月 20 日ごろ。既にマスク不足はある程度解消した時期だった。・・・情報基盤会社プラネット(東京)が昨年 7 月時点で実施したインターネットによる調査では、アベノマスクを使っていると答えたのはわずか 3.5%にとどまった。<sup>84)</sup>」という。一方、台湾では IT 担当相のオードリー・タンが 3 日間で開発

---

す会」主催の「交通まちづくりに関する研究会」が行われた講師の石塚の話から。

<http://kcube.zouri.jp/2011.5.28naze-LRTgaseikoushinainoka.html> に筆者記す。

<sup>84)</sup>2021 年 4 月 18 日付 jiji.com

した「E マスク」システムで対応した<sup>85</sup>。後日会計検査院が調べたところ、2021年3月時点で約8300万枚（約115億円相当）が倉庫に保管され、2020年8月～翌年3月までの保管費は6億円に上っている<sup>86</sup>。

第3に専門性の障害。野嶋剛はコロナ対策の日本と台湾を比較して、「台湾が新型コロナ対策を見事に遂行できたのは、民主主義が機能している点に帰する<sup>87</sup>」と話す。日本は対策を“感染症”の専門家が主導し、台湾は“公衆衛生”の専門家が主導したという違いを強調。「行政の隠れ蓑論」のように都合の良い専門家を選択することはなかった。陳時中・衛生福利部長（日本の厚生労働大臣に相当）は歯科医師で「台湾の封じ込めを成功に導いた人だ」。「コロナ禍に限らず、台湾は厳しい国際環境のなかに置かれています。だからこそ、重要なポストにはプロをつけるという緊張感があります。議院内閣制の日本においても、特に専門性の問われる官庁の大臣や副大臣、政務官ポストについては、その任用について専門家を入れる議論を始めてもよいのではないかと思います。<sup>88</sup>」

第4に行政の秘密性。対策決定の過程説明が少ないのは行政の特徴か？ 一方、台湾の陳は「情報が多いほど、パニックは防げる」として、毎日記者会見を行い、メディアから手が挙がらなくなるまで質問を受けた。

日本の政治システムでは、調達価格等算定委員会長の植田がいうように「幸か不幸か日本が遅く始めるということなので、後発の利益」を活用できなかった。業界団体の調整に注力をそそいだと推測している。（官僚側の当事者にインタビューしなかったので、本稿には限界がある）

2010年に発刊した外国の文献など官僚たちはおそらく本稿にたびたび引用している本<sup>89</sup>は見てもいなかっただろう。つまり「エストニアなどいくつかの欧州諸国でも

---

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021041700410&g=soc>

<sup>85</sup> 参考意見：2021.10.18「コロナ対策に見る国と自治体の政治行政」（かわさき市民アカデミー）講演にて金井利之は「このソフトは小さな島国の台湾だからできた」と述べている。

<sup>86</sup> 2021年10月27日日本経済新聞「政府配布の布マスク、8200万枚・115億円分余剰 検査院」<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE266JY0W1A021C2000000/>

<sup>87</sup> 「新型コロナ対策、日本と明暗をわけた台湾の「民主主義と共感力」 ジャーナリスト・野嶋剛氏に聞く」弁護士ドットコム [https://www.bengo4.com/c\\_18/n\\_11567/](https://www.bengo4.com/c_18/n_11567/)

<sup>88</sup> 大人の教養週末の一冊「〃神対応、をみせた台湾のコロナ対策、日本が学ぶべきことは？」<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/20145?page=3>

<sup>89</sup> ミゲル・メンドーサ、デイビッド・ヤコブス、ベンジャミン・サヴァクール著 安田陽監訳『再生可能エネルギーと固定買取制度（FIT）ーグリーン経済への架け橋』 京都大学

均一の買取制度で FIT 制度を導入していますが、あまり成功を取っていません。」更に、「なぜ均一に買取制度価格で多様な再生可能エネルギーの発電方式を支援するのでしょうか？ ただ『再生可能エネルギー』という総称でひとまとめにすることができるからでしょうか？ 農作物をすべて『栄養』という区分に分類することができるからという理由だけで農業政策をキロジュール単位での金一価格の支払いをする国はないでしょう。」と論じている。調停価格等算定委員会では、同様な発電規模別買取価格設定の発言はあったが、考慮されることはなかった。

そして、第7回2012年4月27日の委員会で調達価格等算定委員会意見書（案）が事務局より提出、「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」が発表された。

「なお、10kW以上については、当委員会での今般の審議においては、発電規模が大型化しても顕著なスケールメリットは認められなかったため、更に細かな区分は設けないこととした。」となり、そのデメリットは考えられることなく、その後に環境破壊型開発の問題を引き起こす一因になったと筆者は考える。その大きな原因は日本の官僚制度の調整第一主義にあるといえよう。

### 【自治力し地域力が原動力】

第二章で紹介したヨーロッパ4ヶ国の再エネの好事例では、成功のカギは自治力と地域力だった。

しかし、日本ダメ論や悪者探しをしても進展はない。「1990年代、2000年代を通じて日本が沈んだときに、『日本は本当に強いはずなのに、誰かが悪いからひどいことになっている』という思考回路でしか考えなかった<sup>90</sup>」という反省も必要だろう。

再エネ先進国であるドイツも「総電気消費における再エネが46%」になるような状況に簡単になったわけではない。弁護士の千葉恒久は大手エネルギー企業にとって「自分たちが関与しないところで発電施設が次々に建設されていくということは、彼らにとって一大事であった。1993年初頭に、・・・電力引取法に対する徹底的な攻撃を開始した」と解説している。つまり「彼らがまず始めたのは、『再生可能エネルギーには将来性がない』というキャンペーンであった。それは同時に原発の必要性を訴えるものでもあった。1993年6月、RWEなど大手エネルギー企業9社は連名で新聞広告を載せたが、ここには『再生可能エネルギーは長期的にも電力需要の4%をまか

---

学術出版、2019年 p100

<sup>90</sup> 御厨隆・松原隆一郎著「政治の終焉」NHK出版新書 p117

なうことしかできません』という一文が盛り込まれた。この『4%』という数字には何の根拠も示されていないが、当時のドイツにはそれを鵜呑みにする雰囲気があった。1994年10月に連邦環境大臣に就任したメルケルも、演説の中で『再生可能エネルギーの上限は4%にすぎない』と口にした。<sup>91)</sup>

それが1998年の保守党の敗北し、ドイツ社会党と緑の党の連立政権で大きく変わり、「再生可能エネルギーと省エネルギーが優先」されるようになった。それに市民のアイデアと行動がともなっていた。

筆者が唱えている「再エネは未来の投資」は、日本でも実現しつつあることを次の4事例で例証していく。

### 【F I T制度の頼らない再生可能エネルギーの事例】

#### 5-2 地元の未利用資源とインフラをマッチング 久慈バイオマスエネルギー(株)



写真 5-1 プラントと椎茸ハウス

岩手県久慈市にある「久慈バイオマスエネルギー株式会社」は、「木を燃やして熱を売る、発電はしない」というバイオマス利用の産業振興を行っている。原料の9割は樹皮(バーク)。樹皮は焼却炉で燃やされるだけの厄介者だった。かつては川や山に捨てられることも、お金を出して処理してもらうこともあった。この未利用資源は、通常の木質チップより1/4から1/5位格安で入手できる。

久慈地区には製材所が12~13軒。こうした地元の資源とインフラを活用して何かマッチングできないか、と親の稼業を継いだ日當(ひなた)和孝は考えた。津波で親が建てた製材所は破壊され、保険は出ない中、多額の借金で再建し「覚悟ができた」からなおさらだった。そこで、久慈地方の森林組合、市の林業水産課や県の職員も含め勉強会を重ねた。そのネットワークが後で事業の実現に向けて大いに役立つ。

---

<sup>91)</sup> 千葉恒久著『再生可能エネルギーが社会を変える 市民が起こしたドイツのエネルギー革命』(大学図書) p57

## ■なぜFITで発電しなかったか？

当初、FIT利用の発電も検討した。事業成立のためには、5000kW以上の大きな設備が必要となると、地元の木材供給では賄いきれない。本来は、地元の林業の育成のためのスタートだから、足りない分は海外輸入では目的から外れてしまう。また、岩手県においても木質バイオマス発電所が乱立して、県内からでも木質原料の確保が簡単でない。送電系統が不足しているということで、FIT認定が得られない。そうした理由で断念したという。

東日本震災を経て、漁船の95%が津波で壊され流された。実は振り返ったら山はそのまま。市の面積の86%が森林だ。東北沿岸にある木材の主要出荷先も大半被災して、木材の行き先を失っていた。そこで、立地条件を考えて「身の丈にあったエネルギー利用」を図り、木材を燃やして、蒸気は配管で殺菌施設に、温水は熱導管で直接熱を供給し、プラントの隣に新設した椎茸ハウスに使うことにした。

## ■いかに樹皮利用の困難さを克服したか

従来、樹皮は搬送や乾燥が難しく、燃焼炉内にクリンカ（固まった灰）が発生しやすく、また、形状が不ぞろいで扱いにくい、使い道があまりないとされてきた。それらの課題を解決すれば、樹皮は、発熱量が木部に劣っていることはない。運搬は地域内の林家や製材業者が運んでくれる。また、地域には製紙用チップを製造しているところがあり、供給制限された時には余ったチップを届けた。間伐材、端材、廃材も利用できる。地域のインフラを活用して、需要側から約30t/日の原料規模にした。次に樹皮の破碎は苦労の連続だった。台風被害で発生した流木もテスト、ハンマー式破碎機もいろいろテスト。破壊の中で詰まる、時間がかかりすぎるなど苦慮した。現在では、既存のコマツの自走式木材破碎機リフォレを改造してうまく使っている。これは、土地造成工事で発生する伐根・枝葉や、ダムなどの貯水池の流木等木質系不要材用に、また減量化によって運搬費を大幅に削減できるように開発されたもの。次にボイラの排熱を使って、60%のチップ含水率を15%に。そうすることによって、原料は軽くなり、風送ができるようになった。コンベアよりも閉寒（へいそく:その部分に閉じ込められ、他との連絡が繋がらない状況）リスクを小さくできた。

椎茸栽培には12-20℃のきめこまかな温度管理が必要だ。夏場には温水は不要となり、逆に冷却しなければならない。そこで余る熱を乾チップにした。湿チップを乾チ



写真 5-2 椎茸ハウス内部収穫の様子

ップにすると、重量当たりのカロリーは倍になる。市も温水プールを重油からチップ用ボイラに変更してくれた。やがては福祉施設や学校、工場にも販路を拡大する計画だ。そうすることによって、熱利用の課題である距離の制約や季節変動の課題を、熱のオフライン利用で克服できる。

さらに、不要となった椎茸の菌床の利用も開始。従来は肥料として農家に提供していたが、ハウス 60 棟となると余る。そこで菌床を余熱で乾燥させて、ボイラの燃料にすることにした。

#### ■補助金申請につまずく

補助金を使って木質バイオマスの地域利用調査事業を終え、詳細検討・試算を継続。14年に日當は地域の仲間と協力して、自らは無給の代表取締役就いて久慈バイオマスエネルギー(株)を設立した。同年、林野庁補助金事業に採用された。ところが、市から格安で丘陵地帯を借り受けることができたが、環境配慮の造成地づくりに手間取る。この助成金には1年以内に完成させなければならないという縛りがあり、期間内建設は困難となり、同補助金を得ることを断念した。次に「地域再生可能エネルギー熱導入促進事業」に採択され、これは年度繰り越しが可能だった。1/3の補助金のところ、市が関与することで補助率1/2になる。また、地元の農林漁業者やパートナー企業、銀行から資金を集めることができた。(株)農林漁場成長産業化支援機構をはじめ、地元のみちのく銀行からは「全国各地で成立している『農林漁業成長産業ファンド』において、初の木質バイオマス案件」として応援ファンドをいただいた。こうしたことも勉強会で行政をはじめ、皆さんとつながりができたお陰でもあったという。

一方、椎茸栽培については地元ですでに40棟のハウスをもつ有限会社織戸きのこ園が参加。既存のハウスの重油費用などから換算して椎茸菌床1個当たりの経費単価を割り出して、菌床の総数に生産単価を掛けて熱を販売する契約ができた。隣接のハウスでは現在80人を雇い、近くに雇用者向けの寮も新築しました。ところが、当初の補助金は3棟分しかでず、建設が大幅に遅れてしまった。16年に熱供給プラントが先に完成・稼働し従業員も3人雇ったので、資金計画に大幅な狂いが生じてしまう。

このプラントはまだまだ確立した事業ではない。経済的にも苦しい。久慈モデルとして地域資源・エネルギーを地域で使い、乾チップでも地域のインフラ構築をすることを目指す。

(取材：2020.9.11-12、写真:筆者)

### 5-3 エコ温泉リゾートを地域ブランドに高め (一社) でんき宇奈月



写真 5-3 取水している防火用水

富山県宇奈月温泉は富山地方鉄道本線の終着駅の街、電源開発とともに歩んできた。ところが、近年、山間地域の温泉郷は観光地・商店街の衰退、過疎化が進む危機的状況に陥っている。その中で、小水力発電とその電気を蓄電した EV バスを中心に、先進的なエコ温泉リゾートとして地域づくりのモデルとなっている。

2012 年以来、約 100 団体 1500 人が視察に訪れた。また、「エコテクノロジーに関するアジア国際サミット」や「第 2 回全国小水力発電サミット」を誘致。

さらに、まちづくりの先進モデルとして、県や地域ブロックの賞、「低炭素杯 2015 地域エネルギー部門金賞 (環境大臣賞)」「第 8 回 EST 交通環境大賞奨励賞(2017 年)」を受賞するなど、全国に知られるようになった。小さな町の、小さな 2.2kW の発電所と小さな低速電気バス 3 台は、エネルギー地産地消のモデルとして大きな波及効果を生みだした。

一般社団法人でんき宇奈月はエネルギーの地産地消を目指しているので、無理に売電しないことに決めた。取水している黒部川水系(北アルプスを水源)は暴れ川で、流木や木っ端が多く、水量の上下も激しく、安定的に発電しない。よって、FIT での販売は難しいと判断した。

調査した結果、地区の公民館裏にある防火用水路を利用することにした。1946 年に 3 時間のうちに全戸数 349 のほとんどが消失した大火事があり、開湯して 20 数年の努力がすべて灰となった。その対策として防火用水のために宇奈月谷用水路が作られる。3 系統に分かれ町の中を、勢いよく音を立てながら流れている。山の中腹に古い

防火水槽があり、そこから流れ落ちる用水路は今なお利用されている。また、総落差 10.94m、有効落差 9.24m、最大水量 0.04 m<sup>3</sup>と小水力に向いていた。

問題は水利権。計画初期は一級河川黒部川水系なので国土交通省に水利権はない。だが、認可が下りなかった。何とか交渉して発電所の実証実験に漕ぎつけたが、終了後に解体せざるを得なかった。東日本大震災後の規制緩和で、管轄が県に移行され、県知事が認可を出してやっと着工、2014年6月に運転を開始することができた。

もうひとつの問題は除塵だ。防水用水なので地元の人が管理することになっている。社団が管理を引き受けることも考えたが、防火水の全責任を負うことは、大変になることになるため、容易に手がなかなかつけられない状況だ。

工事費総額は 800 万円。水車は価格 250 万円のアジアック・リソース（カナダ）社製メイドインベトナムのターゴインパレス水車を採用した。これは富山国際大学の上坂博亨教授（社団の副会長、全国小水力推進協議会代表理事）の勧め。社団の事務局を担っている地元の大高建設（株）が建設したためコスト削減ができた。大高建設の 3 代目社長の大橋聡司は社団の代表理事（会長）。同社はこれまでダム建設などの工事にかかわり、こうした土木工事はお手のもの。水車についてもベアリングはこれまで 2 度交換したが、すべて自前で行っている。工事費 400 万円は「富山県建設新規分野進出等支援事業」の助成金を活用し、残り半分は会社からの借入金とした。発電はバスに充電の他、公共施設の街灯にも利用した。こうした地域の組織、地元大学などの取り組みによって、宇奈月谷小水力発電所（愛称：でんきウォー太郎 1 号）が完成した。

#### ■ゆっくり楽しもう！低速電気バス(eCOM-8)EMU

このエコリゾートのもう一つの目玉は、定員 10 人の EV バスだ。日本の企業と大学が連携して開発したバス。標準小売約 1500 万円から 1900 万円（種類による）。社団では 3 台を保有。1 台は大学から借用、2 台は補助金で購入。1 充電あたり約 40km の走行が可能で、家庭用 100V の電源でも充電できる。屋根には 560W のソーラーパネル（最大動作電圧 102V）がつけられ、晴れた日にはバッテリーの約半分の電力を



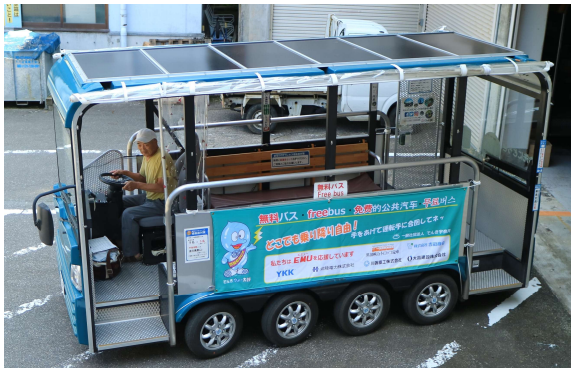


写真 5-3 低速電気バス(eCOM-8) E M U

太陽光パネルが補う。温泉街周回と宇奈月ダム&とちの湯の 2 コースで、手を挙げれば、誰でもどこでも無料で乗車ができる。運転は普通免許でできる（機種によって要中型）。地元のシルバー人材 3 名のドライバーは町を案内しながら時速 19 k m で巡回する。「ゆっくり楽しもう！ 水平エスカレーター感覚で」と騒音も排気ガスもなく、エコ温泉地の魅力を高めている。

このように「低炭素型観光地」といった環境に優しい先進的なエコリゾートとして、地域ブランド力を向上させている。

(取材：2020.8.30-31、写真筆者)

#### 5-4 風車でも自家消費発電型できる実績示す (株) 駒井ハルテック 富津工場

(株)駒井ハルテックはスカイツリーの部材製作も手掛けた、鉄骨・橋梁の老舗企業。長年培ったその技術力で、インフラ環境事業部は日本の風土にあった独自の中型風車を開発製造し、主に風力発電機の製造による再生可能エネルギー事業、インフラを中心とした海外事業をしている。

「私たちは風車メーカーでは後発です。世界の風車メーカーは今や大企業。私たちはそうした企業と戦えませんし、戦っても意味がありません」とインフラ環境事業部の豊田玲子。「日本の風車の普及はヨーロッパに比べて遅れています。その一因は日本の過酷な地形と気象条件です」。そうした「隙間を埋める」事業として、社内販売上の約 6% (19 年度) のインフラ環境事業を、会社の 3 本柱の事業のひとつとして位置づけ新しい環境ビジネスを展開している。

#### ■環境と調和する富津工場：非 F I T 型風車 2 基、年間約 1 割の電気を供給

「風力発電は、エネルギー問題解決への切り札として高い関心と期待が寄せられています。わたしたちは、日本の気象、地形条件にあった日本型の風力発電機の開発に力を注いできました」。そして、2006 年に中型風車「KWT300」(定格出力 300kW) を完成させ、千葉県富津市にある富津工場に試験機を設置した。



写真 5-4 駒井ハルテック富津工場の風車 2 基  
提供写真©駒井ハルテック

この KWT300 について、耐震性や輸送・施工性のほかに、特に力をいれたのは耐風性だ。日本の平均風速は欧州に比べて高くはないが、台風時などの耐風性が求められる。国際基準での風車の耐風性は、設計基準が上から 1 から 3 のレベルに分かれている。最大は最高レベル 1 の 70m/s、平均風速はレベル 2 の 8.5m/s に合わせた。乱流強度は当時の国際基準レベルの最高 0.16 値を

上回る 0.18 に設定。設置は大型クレーン車が使えない場所向けに、先に組み上げたタワーの先端に滑車をつけてブロックにしてワイヤーで吊り上げる方式も開発した。大型トレーラーは必要ない。試験機では、タワーの高さを 43.5m、ブレードを 16m にして、建築基準法の規制が厳しくなる制限にかからないようにぎりぎりの高さにしたが、次からは高さを 41.5m に変更している。そうした設計思想で、ドイツのコンサルタント会社に設計は発注した。

2014 年に富津工場の 2 号機を建設した。FIT 売電しなかったのは、「風車でも自家消費型ができるという実績を示したかったからだです」

当時は経産省から自家消費型として 1/3 の補助金がでた。(現在は環境省の「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」)。富津工場は従業員 147 人、協力会社を入れれば 3-400 人が働く大きな工場で、一日のピーク電力消費は約 2000kWh。その年間電気消費量の約 10% が風車で賄い、橋梁・鉄骨の生産工程の電力源として使用している。工場は夜もロボット溶接などで稼働しているが、電気の消費は 3-400Wh に落ちる。また、ゴールデンウィークや盆正月でも余剰電力が多く発生するので、余剰売電している。また、工場の自家消費分を環境価値として日本自然エネルギー株式会社に「グリーン電力証書」として販売している。

(取材：2020.7.22. 9.10、写真：提供(株)駒井ハルテック)

## 5-5 地域力アップへ 地域電力の挑戦



写真 5-5 新潟市中央卸売市場総合食品センター  
棟屋上の太陽光発電整備  
提供写真©新潟スワンエナジー(株)

## 新潟スワンエナジー(株)

2021年3月より新潟市の地域電力会社の新潟スワンエナジーは、新潟市中央卸売市場総合食品センター棟の屋根に247.5kWの太陽光発電設備を設置し、運用・保守を行っている。設置に係る部材調達・工事等については、市内事業者へ委託した。

もともと新潟スワンエナジーは同市場に電力を供給していたが、太陽光発電設備設置後は同設備により発電された電力を供給し、不足する分はこれまで通りの方法で電力を供給

している。需要側のメリットは太陽光発電設備設置に伴う初期投資と維持管理費などが不要であること、自家消費分電気代再エネ賦課金分が引かれるために電気代が削減できること、CO<sub>2</sub>が削減（同市場の場合：約137t/年）できること等が挙げられる。更に停電時の電源として活用もできる。

供給側は20年の自家消費電力購入契約を結び電気代（同市場の場合：307,000kWh分/年）の支払いを受けることができる。事業化にあたっては、環境省「サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業」に応募し採択され、補助金（設備費5万円/kW、工事費定額10万円）を活用した。

この新電力会社は、「地域の再エネ電力を地域に供給し、脱炭素化に貢献したい」という思いで、2019年11月から市内の公共施設（約140施設）と民間企業に電力を供給している。その電源の約8割が市内と近隣市町村の発電所というのが特徴だ。域外のFIT電気を入れれば、59%（2020年度実績）が再エネである。事業の収益の一部は市に還元され、低炭素化事業に活用されている。

新潟スワンエナジーは新潟県初の新電力会社だ。新潟市・JFEエンジニアリング株式会社・株式会社第四北越銀行は19年7月に地域新電力「新潟スワンエナジー株式会社」を設立した。市は「2050年二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出ゼロ」を表明する329全国自治体の一都市として、50年CO<sub>2</sub>削減目標を13年度比80%と定め、その実行性を確保する施策の柱とした。市は資本金5000万円の内10%・500万円を出資。ま

た、JFE エンジニアリング株式会社が 85%・4250 万円の出資、地域の株式会社第四北越銀行が 5%・250 万円を出資し、官民連携事業会社の設立を実現。社の方針決定は 3 者合同で行われ、新潟市の環境政策に沿った内容で事業を進めている。新潟スワロエナジーは、地域を低炭素化し、地域の経済を活性するという両輪の好循環を生み出そうとしている。

この事例は経済産業省資源エネルギー庁の「再エネガイドブック w e b 版」に「オンサイト P P A モデルによる自家消費型太陽光発電設備の導入<sup>92</sup>」として大きく取り上げられている。

今売り出し中は「地域の再エネ (FIT) 100%の電気プラン」。地域の再エネ (FIT) 電気分を、再エネ由来の非化石証書等でオフセットすることにより、実質再エネ 100%「CO2フリー」を実現した。地域の再エネ (FIT) を活用した再エネ 100%プランは新潟県内で唯一同社のみが提供するプランだ。 (取材 2021.9.9、提供写真)

## 第六章 付論 どのような政治制度が望ましいか

### 一 当事者意見を反映した日本の法律例、くじ引き民主主義の波気候市民会議

実は日本でも F I T 制度のような法律体系だけではない。超党派で短時間につくった法律もある。官僚が信念をもって設立させた法律もある。フランスとイギリスでは政治課題決定の新しいプロセスが生まれている。

#### 6-1 日本：患者も感動したがん対策基本法（2007 年）の成立過程

##### ■ がん対策基本法の背景にあったドラマ

元がん患者でキャンサー・ソリューションズ代表取締役社長、HOPE プロジェクト代表の桜井なおみは「(2007 年に) がん対策基本法ができた時には感動しました」「政策というのは遠いものではなく、私たちの生命とか生活に重なっていることを、正に分かりやすく伝えてもらったのががん対策基本法だったと思います<sup>93</sup>」と強調する。

このがん対策基本法は、行政主導ではなく、第 164 回通常国会において提出された議員立法だ。この国会期間中に与党と民主党が法案の 1 本化に合意し、衆参両院にて

---

<sup>92</sup>環境省「国の支援施策活用等事例集」

<http://renewable-energy-concierge.go.jp/activity-example/72>

<sup>93</sup>放送大学オンライン講座「がんを知る（'16）」15-6 がん対策基本法の成立

全会一致で可決した。

2011年1月11日の「第1回緩和ケア専門委員」で、東京大学医学部附属病院放射線准教授（当時）の中川恵一は4年間の審議会を振り返り、「最も重要なことは、この法律はほかの多くの法律と違って、厚生労働省のほうから直接上がってきた法律ではありません。いわゆる議員立法であります。当時の自公政権、それと現政権が一致をした上で、こういった法律ができ、それに基づいて基本法がつくられていったわけです。そのことをぜひ認識していただきたいと思います<sup>94</sup>」と述べている。

また、この「がん対策緩和ケア専門委員会」の委員名簿には「特定非営利活動法人周南いのちを考える会」代表の前川育（当時で10年間がん患者会や患者と触れ合っている）、さらに参考人として「社団法人日本看護協会」常任理事の福井トシ子などが入っているのも、特徴だろう。「調停価格等算定委員会」とは違う。

この法律は、2006年1月24日（第3次小泉内閣（改造）時代、与党：自由民主党・公明党）に、公明党の神崎武法代表が衆議院で「がん対策法の制定を早急に検討すべき」と提唱したことに始まった。続いて同年4月4日、民主党古川元久議員他4名により、衆議院に本法律案を提出した。また同年5月22日、衆議院本会で民主党の山本孝史議員が自らのがんを告白、法案の早期成立を訴えるという場面もあった。（後に、山本議員死後、「自由民主党・無所属の会」尾辻秀久元厚生大臣が山本議員をがん対策法の立役者として称え「社会保障の良心」と涙ながらの演説をしている。「（先生は）すべての人の魂を揺さぶった」と<sup>95</sup>）。翌日5月23日、自由民主党の鴨下一郎議員他3名により、衆議院に民主党案の対案が提出された。6月2日に衆議院で審議に入り、6月7日には与党と民主党が法案の1本化に合意。同月13日に衆議院で可決。同月16日には参議院で可決、成立した。

その基本理念に「がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること」「がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること」「国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者

---

<sup>94</sup> 2011年1月11日 第1回緩和ケア専門委員会議事録 厚生労働省ホームページ  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011xij.html>

<sup>95</sup> 「がん対策基本法 尾辻涙の演説 故山本たかしに対しての送る言葉」  
<https://www.youtube.com/watch?v=QrbKZ8UQ8Xo> 論文の脚注としては you tube の URL は消えるかもしれないのでふさわしくないかもしれないが、あえて掲載した。8,063 回視聴 2015/12/15 アップされている。

の相互の密接な連携の下に実施されること」など、がんを医療だけでなく、社会全体で取り組んでいく理念が明記されることになった。この法律はまさに「がんとともに生きる社会づくり」のスタートとなった。

## ■「がんとともに生きる社会づくり」としてスタート

その後、2007年がん対策基本計画が制定、「我が国のがん医療については、手術の水準がトップクラスであるのに対して、・・・相対的に放射線治療法及び化学療法提供体制が不十分であるとともに緩和ケアが必ずしも治療の初期段階から積極的な治療と並行して実施されていないという状況にある」「がん登録整備が、我が国においては諸外国と比較しても遅れているという状況である」と率直に認め、今後の展開「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会」の実現を目指すこととする<sup>96</sup>。

## 6-2 日本：独占禁止特例法で認められた、路線バスの共同経営

日本でも政権交代をまたいで国民の声を反映させて設立した法律がある。また、改正時にも市民団体の声を反映させた。それは2013年11月、第185回臨時国会で可決された「交通政策基本法」だ。

「平成21年（2009年）以来、人と環境にやさしい交通をめざす人たちがその成立を求めて運動を続けてきた交通基本法は、平成23年（2011年）に閣議決定され国会に提出されましたが、翌年11月の衆議院解散により廃案になりました。しかし、先ごろ第185回臨時国会に『交通政策基本法』として名称と内容を若干変更のうえで政府より提案され、成立しました<sup>97</sup>」と第1回フォーラム「交通政策基本法の展開」の開催案内で、「人と環境にやさしい交通をめざす協議会」代表幹事の竹内祐一は記している。

2014年1月20日開催された第1回フォーラムの講師・国土交通省総合政策局公共交通局政策部の参事官は次のように語っていた。「解散して政権交代となり、民主党政権時代のこの法律をどうするか内部で悩みました。党派色がないものにして部内でしっかり検討しかなり手直しもしました。国会の先生方200人以上に説明して『じゃ、

---

<sup>96</sup> がん対策推進法 厚生労働省のホームページ [https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/gan\\_keikaku03.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/gan_keikaku03.pdf)

<sup>97</sup> 2013.12.28 中央大学駿河台記念館での同フォーラムの配布資料から。

やっpegらんと』言われて実現できました。<sup>98</sup>」。

この法律では「人口減少、少子高齢化が加速度に進展し、特に地方のバスなど運輸事業の経営悪化が深刻している中で、過疎化が進む地域における生活交通の確保などと『交通に関する課題』を定め、『今後の進め方』のターゲットを『我が国が抱える喫緊の課題に対し、政府・関係者が一体となり強力に交通政策を推進』<sup>99</sup>」と定めた。

後に地域公共交通活性化再生法の改正でも、「独占禁止法のカルテル規制に抵触するおそれから、複数事業者間のダイヤ、運賃等の調整は困難」だったが、改正後には「独占禁止法特例法により、乗合バス事業者間等の共同経営について、カルテル規制を適用除外する特例を創設」された<sup>100</sup>。

### 6-3 フランス：マクロン大統領政策転換—黄色いベスト運動から市民参画に期待へ

日本以外の外国の例で、国民の意見をどう政策に反映しているか、フランスとイギリスの例を上げる。なお、一般社団法人 環境政策対話研究所の報告書<sup>101</sup>を参照した。

マクロン大統領はフランス全世帯に書簡を送り、国のあり方など諸懸案についてタブーなしに直接対話での討論を呼び掛けたという。一般社団法人 環境政策対話研究所の「欧州気候市民会議 ～ 脱炭素社会へのくじ引き民主主義の波 ～」には次のように報告されている。

「『優先すべき減税はどれか』『いかなる案であれば 環境配慮型社会への移行が促されると思うか』など 35 議題を巡り、1月15日から国民大討論会（グラン・デバ：地方自治体の長や市民との討論会）を開始、3月15日まで毎週1回のペースでフランス全土で開催、大統領も東奔西走、一回4、5時間、時には8時間に及ぶ激論を行っ

---

<sup>98</sup> 2013.12.28 中央大学駿河台記念館での同フォーラムの配布資料と筆者のメモによる。終わった後の懇親会で「長い役人生活の中で、法律制定にこんなに根回しをしたことがなかった。交通権（フランス社会党の1981年の選挙公約で成立。国内における交通政策の基本的枠組みを定めている。基本的人権の一つである社会権としての交通権を世界で初めて同法で明記）を法律に明記できなかったのは申し訳なかった」というような発言をしていたのを筆者は記憶している。

<sup>99</sup> フォーラムでの「交通政策基本法」の配布資料 p3、p34

<sup>100</sup> 地域公共交通活性化再生法の改正について [honsyouhappyousiryoun.pdf \(mlit.go.jp\)](https://cdn.gooupe.jp/61503/210428131110-6088e05e991b5.pdf) p22

<sup>101</sup> 欧州気候市民会議 ～ 脱炭素社会へのくじ引き民主主義の波 ～

<https://cdn.gooupe.jp/61503/210428131110-6088e05e991b5.pdf> 169 頁の報告書全文

た。<sup>102)</sup>

その背景には、2018年の炭素税の値上げ発表と、それに続く反対運動「黄色にベスト運動」にある。「軽油の値上げ幅が大きく、車への依存の大きい地方やディーゼル車を多く使う庶民から反撃」という思わぬ反撃に、政府は2019年の価格値上げを1年延期すると発表するほどだった。だが、年が明けてもデモは収束の兆しを見せず、むしろ激化した。

やがて、市民代表達（経済学者 Laurence TUBIANA、哲学者 Dominique BOURG、パリ大学教授 Loïc BLONDIAUX、黄色いベスト運動の Priscilla LUDOWSKY 等）は、反対だけでなく、「脱炭素トランジションへの道筋（国民の負担）は、自分たちで決定したい」と主張した。更に、この危機から脱するため民主的手法に基づきくじ引きで選ばれた市民会議の創設を提唱し、「野心的で先例のない民主主義のプロセス」を実施するように公開書簡で大統領に要求した。

そうした声に応じて、マクロン大統領は「『先例のない民主主義の手法』としてくじ引きで選ばれた150名の一般市民からなら市民会議を設置し、気候市民会議を開幕した。具体的には、2019年8月26日から9月24日の間、255,000の電話番号（85%携帯、15%固定電話）に電話をかけ、気候市民会議の方針を説明し参加の意思が確認された。反応はよく30%が応諾、35%は検討すると答え、35%は主に時間制約を理由に断った<sup>103)</sup>」。この無作為抽出は人口の構成を正確に反映させたり、教育レベルも公正にしたり、若年層にも配慮して16歳以上を対象にした。ホームレスも2名含まれている。その総予算は400万ユーロ。

結果、2020年6月29日にマクロン大統領は150名の市民パネルをエノゼ宮に迎え、次のように述べている。

「民主主義は、現在から未来に続く我が国及び地球に関する根本的な問題について賛同するもの反対するものが共に議論することができるということである。

くじ引きで選ばれた市民会議を提案した Cyril Dion と話し合い、当時多くがその考えを空想的もしくは非合法的と評したが、私は首相・政府と共に冒険に出ると決断した。

市民を信頼し、議会制民主主義に反対するのではなく、それを補完し豊かにするため熟議民主主義を築くことを。地球は2100年までに7℃上昇する途上にある。生態

---

<sup>102)</sup> 欧州気候市民会議 ～ 脱炭素社会へのくじ引き民主主義の波 ～ p4

<sup>103)</sup> 欧州気候市民会議 ～ 脱炭素社会へのくじ引き民主主義の波 ～ p5



系は破壊されつつある。国として対策は取ってきたが十分な成果が得られていない。気候市民会議の提言を受け、行動すべき時が来た。今年1月、提言はフィルターにかけることなく、政府か議会か国民投票に付すことを約束した。<sup>104</sup>」

マクロン大統領のこの政策の大変革はどこから来たのだろうか？ 大きく動かしたのは黄色いベスト運動だ。この運動は政党や労働組合のような団体が動かしたのではない。政府を動かしたのは市民力だった。

#### 6-4 イギリス：気候市民会議―無作為抽選 3 万所帯に招待、108 名の市民参加実現

同じく「一般社団法人環境政策対話研究所」の論文<sup>105</sup>から紹介する。

英国は、2019 年 6 月、政府と議会の間で気候変動への取組み強化に合意し、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ達成を法制化した。

「これは、生活のすべての側面を変えることを意味するとして、気候市民会議はイギリス全土から無作為抽出で選ばれた 110 名の市民で構成し、英国の目標達成のため何をなすべきか、どのようにすべきか熟議し、下院の 6 特別委員会に提言を行う<sup>106</sup>」ことにした。

その運営予算は「気候市民会議総予算 £ 520,000 の内、£ 120,000 は下院、残りを慈善団体 2 団体（Esmée Fairbairn Foundation 及び European Climate Foundation）の折半の拠出とする。慈善団体 2 団体は資金提供のみで、発言権は持たない<sup>107</sup>」

この予算は、お上からだけでない。市民の団体が提供するのだ。しかも発言権もなく。資金も日本とは真逆だ。

そのくじ引きによる市民パネルの選出方法も、日本の「行政公平性」とはかなり違っているようだ。金井利之はいう「行政は公平性に敏感である。合法性的支配の正当性は非人格的・客観的規則に支えられており、『誰』の要素が排除する。公平性を確保するために行政対象を同一・無差別に扱うと、杓子定規で融通の利かない形式性という悪しき行政の特性となって現れる<sup>108</sup>」。

---

<sup>104</sup> 欧州気候市民会議 ～ 脱炭素社会へのくじ引き民主主義の波 ～ p11

<sup>105</sup> 「欧州気候市民会議 ～ 脱炭素社会へのくじ引き民主主義の波 ～」

<https://cdn.goope.jp/61503/210428131110-6088e05e991b5.pdf> 全文

<sup>106</sup> 「欧州気候市民会議 ～ 脱炭素社会へのくじ引き民主主義の波 ～」 p25

<sup>107</sup> 「欧州気候市民会議 ～ 脱炭素社会へのくじ引き民主主義の波 ～」 p27

<sup>108</sup> 金井利之著「行政学概説」（放送大学教育振興会） p186

ところが、イギリスでは、日本のような公平性ではなく貧困層への配慮がされている。「30,000 世帯に対し招聘状を送付し、回答した者から 110 名を選定した。30,000 世帯のうち 80%は Royal Mail の住所録から無作為抽出。残りの 20%は住所録の中の最貧困地域より無作為抽出した（これらの地域からの回答率が低くなることが見込まれるため）。招聘状が届いた世帯から 16 歳以上の構成員一名（公務員除く）が参加表明できることになっていた。回答者の中から、年齢、性別、学歴、民族、居住地域、都市部／農村部、気候変動に対する考え方にに基づき、コンピューターによって層化任意抽出を行った。30,000 の招聘状に対し、2000 人が受託すると回答した。<sup>109</sup>」

ここでは、「20%は住所録の中の最貧困地域より無作為抽出」など「政策のプロセスそのもののやり方を根本的に変えなければ、民主党政治であろうと、自公民政党であろうと変わらない」という第三章-4 で和田武がいうことを実践しているようだ。

こうなるとよくでるのは日本ダメ論だ。例えば、「民主主義が遅れた日本ではデンマークと同じように進めていくことは困難だと感じた」というアンケートへの回答だ。筆者が企画した「再エネと民主主義 ―デンマークからの報告」の ZOOM 講演の感想だ。これでは先に進めない。

一方、フランスやイギリスのように、日本でも無作為抽出による市民会議は開催されている。例えば、「川崎市地球温暖化防止活動推進センターは市民がどのような社会的合意のもとで具体策を進められるのかを検討するため、近年フランスやイギリスなど欧州で広がっている『気候市民会議』の手法を取り入れ、『脱炭素かわさき市民会議』を開催することになりました。<sup>110</sup>」これからだといえよう。

---

<sup>109</sup> 「欧州気候市民会議 ～ 脱炭素社会へのくじ引き民主主義の波 ～」 p27

<sup>110</sup> 「脱炭素かわさき市民会議」より

<https://www.cckawasaki.jp/kwccca/citizen.html> を参照

## ● まとめとあとがき

少なくとも表向き、日本政府の誰もが再エネ推進に反対を唱えるものはいないだろう。再エネ推進の是非について、裁判のように双方の主張を紹介して、最後により良い説を採用する、というようなことは難しい。

一方において、日本には「再エネ嫌悪感」も、「日本のFIT制度は諸悪の根源」という論調もある。本稿ではその原因はネガティブキャンペーンのせいだけではなく、制度の弊害がもたらしている、と外国と比較しながら述べてきた。

ドイツはそうした問題を解決して、政権交代に関係なく、経済も環境対策も良好な再エネ先進国になった。その差は「自治力」と「地域力」の差である、と本稿は論じてきた。日本において、再エネを推進する側も十分に説明できてこなかったのも原因だろうし、また、デンマークのように政府を動かしたような市民力不足もあるだろう。

また、本稿では、日本のFIT制度の問題点について、ヨーロッパ4ヶ国の事例と比較して、市民参加が少ない、社会的受容性が高まるような仕方ではない、日本の官僚制問題にもよると論じてきた。

だが、日本でもわずかであるが、地域力、自治力を生かしてFITに頼らない再エネ事業者もでてきている。取材してその事例を紹介した。

また、付論として、どのような政治制度が望ましいかを示すために、外国の取組だけではなく、日本の法律でうまくいっている事例も取り上げた。

日本映画「男はつらいよ」で、甥の満男は伯父の寅次郎に尋ねた。

「人間、長い間生きてりゃいろんな事にぶつかるだろう。そんな時、俺みてえ勉強してないヤツは、振ったサイコロの出た目で決めるとか、その時の気分で決めるよりしょうがない。

ところが、勉強したヤツは自分の頭で、きちんと筋道を立てて、“はて、こう時はどうしたらいいかな？”と考える事が出来るんだ。だからみんな大学行くんじゃないか、そうだろう」

日本の政策決定までの主な問題点は、官僚主導の調整第1主義にある、と本稿は結論づけた。それに対して、次郎のいうように「筋道を立てて」学問的に検証し、イギリス・フランスのプロセス事例や日本の法律例のように、市民社会が自治力と地域力を原動力にして解決するしかない。